

2008年初めての住宅購入のための貯蓄者口座法

松尾 和成

【目次】

- I FHSA制度の背景
- II FHSA制度の仕組み

翻訳：2008年初めての住宅購入のための貯蓄者口座法

I FHSA制度の背景

オーストラリアでは、初めてマイホームを持つようとする者が直面しなければならない経済的な圧迫は、ここ10年ほどの期間でかなり増大してきている。以下の分析は、オーストラリア^(注1)統計局の記述によるものである。

平均的な住宅の価格は、平均年収よりもはるかに急激に上昇し、初めての住宅を手に入れた者が住宅ローンに支払う額の所得総額に占める割合は、約10年前にくらべると極めて大きくなっている。典型的な初めてのマイホーム購入者の住宅ローンがその収入総額に占める割合は、1996年には17.9%であったものが、31.7%にも達している。住宅産業協会は、最近の住宅の入手可能性は記録的な低さと評価している。

マイホームの持ち主となることは、オーストラリア国民の福利にとって極めて重要であるが、頭金を貯めることがマイホーム取得の大きな障害となっている。労働党は、この点を認識し、2007年の総選挙においてFHSA (first home saver account) 制度の導入を選挙公約の1つに掲げた。^(注2) FHSAとは、初めて住宅を購入又は建築しようとしている者のために構想された特別な方式の貯蓄であって、その者の貯蓄額に応じて国から拠出金がその者の口座に給付されることを大きな特徴とする。

政権獲得後の2008年2月4日、ラッド政権は、前年の総選挙でのFHSA導入の選挙公約を再確認した。

2月8日、FHSA制度の概要を示す専門家との協議内容が発表された。政府は、その後も精力的に検討を行い、政府内外との協議を続け、3月7日までの期限内でFHSA制度の細部につき国民や業界のコメントを求めた。この結果、個人、企業及び団体から150を超える意見書が提出された。

協議期間中に寄せられた問題や提案に応じて、政府は、FHSA制度を改善するため多くの修正を行った。その中の主要なものは次のとおりであった。

- ・ 国は、毎年個人が行った拠出のうち5,000ドル(スライド制)までの分について、その17%に相当する額を拠出する。
 - ・ 口座残高については、残高総額で、75,000ドル(スライド制)が導入されることになった。
 - ・ 前金で1,000ドルの個人拠出を求めることは、取り止めとなった。
- 一方、政府は、税関係の奨励策はそのまま維持した。
- ・ 口座に生じる投資からの収益(又は利息)には、15%の最低税率を適用する。
 - ・ 口座から引き出した金は、初めての自宅購入に使われる場合、税を課さない。

法案(First Home Saver Accounts Bill 2008)は、^(注3)関連する2法案とともに揃って、2008年5月28日に下院に提出され、6月2日に下院を通過し、6月16日に上院へ送付され、同月18日に上院も通過し、同月25日に裁可を受けている。ただし、金融機関側の準備のために時間が必要なため、国民がFHSAを利用できるのは、2008年10月1

日からとなった。

この制度の導入に当たって中心的な役割を果たしたウェイン・スワン (Wayne Swan) 蔵相は、2008年10月27日、この制度の利用を呼び掛けて、次のように発言している。

「初めての住宅購入のための貯蓄者口座は、オーストラリアの何万もの若者にとって、マイホームのオーナーとなる夢をより現実に近づけるのに役立つであろう。

このような制度は、オーストラリアではこれまで例をみなかったものである。また、それは、国からの拠出と低い税率の組合せで、国民が初めてのマイホーム購入資金を貯める税金の上でも効果的な方法を提供するものである。例えば、平均的な収入の共働きのカップルが、それぞれ自分の収入の10%をめいめいが持つ「初めての住宅購入のための貯蓄者口座」で貯めると、5年後には8万8000ドルを超える額を貯めることができるであろう。この口座の導入は、若者の間に新しい貯蓄文化を起す一助にもなる。政府は、FHSA制度にこの4年間で12億ドルを投資する予定である。^(注4)・・・」

II FHSA制度の仕組み

FHSAとは、初めての住宅を購入又は建築しようとしている者のために設けられた特別な方式の貯蓄であって、その者の貯蓄額に応じて国から拠出金とその者の口座に給付される。この他に、預け先の金融機関等から利息又は収益の配当があり、合わせると相当な高利回りの金融商品となる。

FHSAの導入は、既存の、住宅基金、全国賃貸住宅入手スキーム及び余剰国有地の開放と相俟って、住宅取得の可能性を高める政策を推進しようとするものである。以下、オーストラリア財務省のホームページに掲載された資料から^(注5)この制度の概要を紹介する。

【資格・条件】

以下のいずれにも該当する国民はFHSAを開設することができる。

- ・ 年齢が18歳以上で65歳未満であること。
- ・ これまでに自己の居住用となる住宅を購入又は建てたことがないこと。
- ・ FHSAを現在開設し、又はこれまでに開設したことがないこと。
- ・ FHSAを提供する業者に自己の納税者番号を提出すること。

【拠出】

- ・ FHSAへの拠出(預け入れ)は、FHSAの名義人だけでなく、その他の者もFHSA名義人のために拠出することができる。
- ・ FHSAの名義人が納税申告書を提出し、FHSAを提供する業者が必要な情報を国税庁に提出した後、国はそのFHSAに上乗せ分の拠出を行う。
- ・ 毎年度、FHSAの名義人が拠出した額のうち5,000ドル(スライド制)までの分に対して、その17%にあたる額を国が上乗せして拠出する。つまり、5,000ドルをFHSAの名義人が預ければ、国から850ドルを受け取ることができる。
- ・ FHSAを維持するための毎年の拠出額の最低限度額は無い。FHSAは、その名義人が65歳に達するまでの間、必要な限り維持しておくことが可能である。65歳に達したときには、そのFHSAは閉じなければならない。

【課税】

- ・ FHSAへの拠出金は課税されない。
- ・ FHSAに生じる投資の収益(又は利息)には、15%の低減税率が適用される。
- ・ FHSAからの引出しには課税されない。
- ・ FHSAの残高は、所得及び税の査定から除かれる。

【残高の制限】

- ・ FHSAの残高総額は7万5000ドル(スライド

制)を超えてはならない。もし、残高の上限に達した場合、FHSAの名義人からの新たな拠出はすることができない。投資の収益(又は利息)及び未払いとなっている国からの拠出は、残高総額の制限に達した後もなおFHSAに入金することが可能である。

- ・ 残高制限の額を超過する分はFHSAの名義人に返戻される。

【4年間の貯蓄の条件】

- ・ FHSAに預けた自己の残高を引き出すためには、1年に最低1,000ドルの拠出を少なくとも4年にわたって行うことが必要である。
- ・ FHSAの名義人が他のFHSAの名義人と共同して住居を購入しようとする場合、いずれか一人の名義人が「4年間の貯蓄の条件」に適合していればよい。もし、そのうちのどれかが適合していれば、その他の名義人もそれぞれFHSAに預けた自己の残高を引き出すことができる。

【初めての住宅購入のための引出し】

- ・ 「4年間の貯蓄の条件」を満たした上で、自己居住用である初めての住宅を購入又は建築するためであれば、自己のFHSAの残高を引き出すことができる。この場合、全額を引き出し、かつそのFHSAを閉じる必要がある。
- ・ FHSAの名義人は、いつでも自己のFHSAを閉じ、その残高の全額を退職年金に移すことができる。

【その他】

- ・ 相続等で居住用の住宅を取得するなど、FHSAの名義人を巡る状況が変わり、もはや初めての住宅購入を望まなく(望めなく)なった場合、その者は自分のFHSAの残高を使用することはできないが、残高を退職年金に移してFHSAを閉じることができる。

- ・ FHSAの名義人が海外に引っ越した場合、その者は、拠出を継続することができるが、国からの拠出は停止される。
- ・ FHSAの名義人は、60歳に達した時は、退職年金の受給に影響を及ぼすことなく、自己のFHSAの残高を使用することができる。

【早期給付】

- ・ FHSAの残高を退職年金に移すことによって、著しい経済的困窮、同情すべき特別の理由又は不治の病気などの理由による退職年金の早期給付を申し出ることができる。

【FHSA提供者】

- ・ 公募型退職年金の提供者、生命保険会社、共済組合、銀行、住宅金融組合及び信用組合がFHSAを提供することができる。

注

- (1) オーストラリア統計局HP
“Australian Social Trends, 2008”, 2008-7.23. <<http://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/Lookup/9DD35B8F3FB68B86CA25748E00123F7B?opendocument>>(last accessed: 2008.12.25)
- (2) この選挙公約は2007年11月4日に公表された。
<http://www.electioncostings.gov.au/_data/assets/pdf_file/0003/63642/ALP033_03_Costing_Request_First_Home_Saver_Account.PDF> (last accessed:2008.12.26)
- (3) First Home Saver Accounts (Consequential Amendments) Bill 2008及び Income Tax (First Home SaverAccounts Misuse Tax) Bill 2008
- (4) Wayne Swan, “First Home Saver Accounts”, 2008.10.27
<<http://www.openforum.com.au/content/first-home-saver-accounts>>(last accessed:2008.12.26)
- (5) オーストラリア財務省HP<<http://www.homesaver.treasury.gov.au/content/default.asp>>(last accessed: 2008.12.26)

(まつお かずなり・海外立法情報調査室)

2008年初めての住宅購入のための貯蓄者口座法
(2008年法律第44号)

First Home Saver Accounts Act 2008

(注1)
(No. 44, 2008)

松尾 和成訳

【目次】

第1編一序	さない場合提供業者に通知しなければ ならない
第1部一総則	第21条 コミッショナーは特定の事情が存す ることを信ずべきと判断する場合提供 業者に通知しなければならない
第1条 略称	第22条 FHSA提供業者は凍結中のFHSAを閉 鎖しなければならない
第2条 施行	第23条 凍結中のFHSA
第3条 この法律の一般的執行	第24条 特に限定がない場合の退職年金プラ ン
第4条 この法律の適用には除外又は変更は ない	第2部一FHSAへの拋出
第5条 この法律は海外領土に及ぶ	第25条 FHSAへの拋出の制限一65歳以上の 保有者
第6条 拘束される国の基本構成要素	第26条 FHSAへの拋出の制限一凍結中の FHSA
第2部一簡単なあらまし	第27条 FHSAへの拋出の制限一口座残高上 限に違反している保有者
第7条 簡単なあらまし	第28条 口座残高上限の違反
第2編一重要な概念及びその他の定義	第29条 口座残高上限
第1部一重要な概念	第30条 口座残高上限のスライド
第8条 FHSAの意味	第3部一FHSAからの支払いの制限
第9条 保有する及びFHSA保有者の意味	第31条 FHSA提供業者は法律等によって認 可されない限りFHSAからの支払いを 行ってはならない
第10条 提供する及びFHSA提供業者の意味	第4部一FHSAからの支払いを行うための要件
第11条 国のFHSA拋出及び個人のFHSAへ の拋出の意味	第32条 住宅取得のためのFHSAからの支払 い
第12条 住居への適格権益の意味	第33条 FHSA保有者が60歳以上である場合 のFHSAからの支払い
第13条 主たる居所の意味	第34条 退職年金への拋出としてのFHSA残 高の支払い
第14条 FHSA住宅取得支払いの意味	第35条 別のFHSAへの移転としてのFHSA
第15条 FHSA資格要件の意味	
第16条 FHSA不適格支払いの意味	
第17条 FHSA支払い条件の意味	
第2部一その他の定義	
第18条 定義	
第3編一資格、拋出及び支払いの準則	
第1部一資格の準則	
第19条 FHSA開設におけるFHSA提供業者の 義務	
第20条 FHSA保有者はFHSA資格要件を満た	

残高の支払い

第4編—国のFHSA拠出

第1部—国のFHSA拠出のための資格

- 第36条 国のFHSA拠出が可能であるかどうか
- 第37条 資格の状況の通知
- 第38条 国のFHSA拠出の額
- 第39条 国のFHSA拠出分岐点
- 第40条 国のFHSA拠出分岐点のスライド

第2部—国のFHSA拠出の支払い

- 第41条 コミッショナーの裁決
- 第42条 国のFHSA拠出の支払い
- 第43条 提供業者は特定の場合には国のFHSA拠出を返戻する
- 第44条 国のFHSA拠出は支払いが特定の事情で遅れた場合利息の分を増額する
- 第45条 コミッショナーは国のFHSA拠出が支払われる場合通知する

第3部—国のFHSA拠出金の過少支払い

- 第46条 過少支払いの裁決
- 第47条 提供業者は特定の場合には支払過少額を返戻する
- 第48条 国のFHSA拠出は支払過少額の支払いが特定の事情で遅れた場合利息の分を増額する
- 第49条 少額の支払過少額は小切手で支払われる

第4部—国のFHSA拠出金の過剰支払い

- 第50条 過剰支払いの回収
- 第51条 少額の支払過剰額

第5編—執行

第1部—総則

- 第52条 一般利率課金が支払い満期となる時
- 第53条 第4編に基づく決定は書面によらなければならない
- 第54条 コミッショナーは第4編に基づく決定を行うためにコンピュータープログラムの使用を手配することができる

- 第55条 承認された様式とはコミッショナーによる承認をいう

第2部—納税者番号

第A節—FHSA保有者の納税者番号の引用、使用及び移送

- 第56条 FHSA保有者又は申請者は納税者番号を示すことができる
- 第57条 FHSA提供業者はFHSA保有者又は申請者の納税者番号を要求できる
- 第58条 FHSA提供業者は納税者番号をあらかじめ示されていない場合FHSA保有者に対しそれを示すよう要求しなければならない
- 第59条 納税者番号を示す義務はない
- 第60条 特定の目的のための納税者番号の使用
- 第61条 FHSA提供業者は特定の目的のために他のFHSA提供業者又は退職年金提供業者に納税者番号を通知しなければならない

第B節—みなし提示を含め、納税者番号の提示の方式

- 第62条 納税者番号の提示の方式
- 第63条 コミッショナーが通知する場合FHSA保有者は提示したとみなされる
- 第64条 FHSA提供業者によって提供された情報はFHSA保有者により提供されたとみなされる
- 第65条 FHSA保有者又は申請者が他の目的のために提示した場合その者は提示したとみなされる

第C節—納税者番号の正しくない提示

- 第66条 納税者番号の誤った提示の効果
- 第67条 納税者番号の無効な提示の効果

第D節—様式等での納税者番号の提供

- 第68条 様式等は納税者番号を求めることができる
- 第69条 納税者番号の提示の不履行

第3部—守秘	第90条	オーストラリア財政健全性管理機構 は更なる情報を要求できる		
第70条	守秘			
第4部—決定の審査	第91条	申請に結論を下す期間		
第A節—国のFHSA拠出に関するコミッショナー の決定の審査	第B節—FHSA提供業者としての認可の授与			
第71条	決定の審査	第92条	FHSA提供業者としての認可の授与	
第72条	受任再審査	第93条	自己資本比率規制	
第73条	審査の申請の取下げ	第94条	文書はオーストラリア企業納税登録 番号を付すことが要求される	
第B節—特定のオーストラリア財政健全性管理機 構の決定の審査	第95条	認可が効力をもつ時		
第74条	審査可能な決定	第96条	オーストラリア財政健全性管理機構 は申請の拒絶の通知を交付しなければ ならない	
第75条	特定の決定の審査			
第76条	決定の通知に伴う陳述	第C節—FHSA提供業者としての認可にあたって の条件		
第6編—実施	第97条	すべての認可に課される条件		
第1部—情報収集	第98条	オーストラリア財政健全性管理機構 が個別の認可に課す追加の条件		
第77条	コミッショナーは情報提供を命じる ことができる	第99条	認可にあたっての条件遵守の指示	
第78条	コミッショナーはFHSA提供業者に 対し情報提供を命じることができる	第D節—FHSA提供業者としての認可にあたって の条件の変更又は撤回		
第79条	自己負罪	第100条	FHSA提供業者としての認可にあ たつての条件の変更又は撤回の申請	
第2部—不動産への進入権	第80条	受任者の任命	第101条	オーストラリア財政健全性管理機構 は更なる情報を要求できる
第80条	受任者の任命	第81条	不動産に関して受任者者の権限	
第81条	不動産に関して受任者者の権限	第82条	受任者の義務—すべての場合	
第82条	受任者の義務—すべての場合	第83条	受任者の義務—同意による立入り	
第83条	受任者の義務—同意による立入り	第84条	受任者の義務—令状による立入り	
第84条	受任者の義務—令状による立入り	第85条	令状に基づき職務を執行する受任者 の妨害	
第85条	令状に基づき職務を執行する受任者 の妨害	第86条	令状に基づき職務を執行する受任者 を援助する者	
第86条	令状に基づき職務を執行する受任者 を援助する者	第87条	不動産に立ち入るための令状の発付	
第87条	不動産に立ち入るための令状の発付	第88条	身分証明書	
第88条	身分証明書			
第7編—財政健全性規定	第105条	この部に基づくオーストラリア財政 健全性管理機構の決定の通知		
第1部—登録可能退職年金基金免許保有者のFHSA 提供業者としての認可	第106条	変更又は撤回が効力を発する時期等		
第A節—FHSA提供業者としての認可の申請	第E節—FHSA提供業者としての認可の取消し			
第89条	登録可能退職年金基金免許保有者の FHSA提供業者としての認可の申請	第107条	FHSA提供業者としての認可の取消 し	

第108条 金融サービス免許保有者である
FHSA提供者に対する認可の取消し

第109条 オーストラリア財政健全性管理機構
はFHSA提供者としての認可を有効
にしておくことができる

第F節—違反及び自己負罪

第110条 無認可中のFHSA提供等

第111条 認可にあたっての条件違反の通知の
不履行

第112条 条件—認可にあたっての条件遵守の
指示に従わないこと

第113条 違反はFHSAの開設の効力等に影響
を及ぼさない

第2部—1993年退職年金業（監督）法の適用

第114条 1993年退職年金業（監督）法の修正適
用

第115条 適用しない1993年退職年金業（監督）
法の規定

第116条 1993年退職年金業（監督）法の適用可
能な規定の一般的修正

第117条 財政健全性基準への言及

第118条 FHSA信託の管理者に任命しうる者
—公認保証

第119条 FHSA信託の移転

第120条 管理規定に含まれるべき契約条項—
投資の取扱い

第3部—財政健全性基準

第121条 財政健全性基準

第122条 特定の財政健全性基準の決定、変更
又は撤回の通知

第4部—その他の財政健全性の規定

第123条 公認預金取扱機関及び生命保険会社
はオーストラリア財政健全性管理機構
にFHSA提供の意思を通知する必要がある

第124条 特定の生命保険に関するFHSA提
供業者の義務

第125条 少額残高の保護

第8編—雑則

第126条 年次報告書

第127条 被告がこの法律を遵守していた場合
の民事免責

第128条 1966年破産法に合致するファンドか
らの支払い

第129条 財産の取得に対する補償

第130条 州営保険

第131条 規則

第1編 序

第1部 総則

第1条 略称

この法律は、2008年初めての住宅購入のため
の貯蓄者口座法として引用することができる。

第2条 施行

この法律は、裁可を受けた後の日から施行す
る。

第3条 この法律の一般的執行

(1) コミッショナー^(注2)は、この法律の次の規定の
一般的執行を行う。

- (a) 第3編
- (b) 第4編
- (c) 第5編（第4部第B節を除く）
- (d) 第6編

(2) オーストラリア財政健全性管理機構^(注3)は、こ
の法律の次の規定の一般的執行を行う。

- (a) 第5編第4部第B節
- (b) （第(3)項に従うことを条件として）第7
編

(3) オーストラリア証券投資コミッション^(注4)は、
1993年退職年金業（監督）法第6条^(注5)（その規定
は、この法律の第114条第(2)項に基づき適用
される。）がオーストラリア証券投資コミッ
ッションに与える権限及び任務の限度で、この
法律の第7編第2部の一般的執行を行う。

第4条 この法律の適用には除外又は変更はな
い

この法律は、州若しくは準州又は外国の法律の規定をこの法律の規定の全部又は一部に代えると称する、又はその効果を有するいかなる規定をも含めて、FHSAの契約条件中の一切の条項にかかわらず、FHSAに関して適用される。

第5条 この法律は海外領土に及ぶ

この法律は、すべての海外領土に及ぶ。

第6条 拘束される国の基本構成要素

- (1) この法律は、国の基本構成要素^(注6)のすべてを拘束する。
- (2) この法律は、国の基本構成要素を違反の廉で訴追することを許すものではない。

第2部 簡単なあらまし

第7条 簡単なあらまし

次に掲げるものは、この法律の簡単なあらましである。

- ・ この法律は、初めての住宅購入のための貯蓄者口座すなわちFHSAが特定の金融機関によって提供されることを定める。
- ・ この法律は、誰がFHSAを保有する資格を有するのか、FHSAへの拠出についての制限及びいつFHSAから支払いがなされうるのかを取り扱う。
- ・ 一定の条件を満たした場合、1年に1度の政府からの拠出がFHSAに支払われることを定める。
- ・ FHSAからの支払いは、初めての住宅の購入に向けての支払いに使用すべきとの要件等この法律に基づく諸条件に従うことを前提とする。
- ・ 支払い条件の遵守を履行できない場合、その者は、1997年所得税法に基づきFHSA悪用税の課税対象となることもある。FHSA悪用税は、資格がないのにFHSAを保有した場合に適用されることがある。
- ・ この法律は、FHSAを提供することができる法人（銀行等及び生命保険会社を除く）の認可並びにこれらの法人のFHSA業務の監督も定める。
- ・ FHSAを提供する銀行等及び生命保険会社の一般的財政健全性の監督は、この法律においてではなく、1959年銀行法及び1995年生命保険法に基づき取り扱われる。
- ・ FHSAは、所得税及び社会保障給付に関して特権的な取扱いに従うことも前提とする。この取扱いは退職年金のそれと同種である。この取扱いは、この法律においてではなく、1997年所得税法、1991年社会保障法及び1986年退役軍人特典制度法に基づきなされる。

第2編 重要な概念及びその他の定義

第1部 重要な概念

第8条 FHSAの意味

個人の口座、生命保険又は信託における受益権は、次の第(a)号から第(c)号のいずれにも該当する場合、FHSA(first home saver accountの省略形)である。

- (a) FHSAとして記述されていること。
- (b) 2008年10月1日（又は規則において指定されたより後の日（もし、あれば））以降に開設又は交付されていること。
- (c) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 銀行等が拠出を受け入れる、又は受け入れた口座
- (ii) 生命保険会社によって交付された生命保険証券
- (iii) 捺印証書によって定められた信託における受益権であって、受託者がFHSA提供業者として認可を有していること。

第9条 保有する及びFHSA保有者の意味

- (1) ある者が次のいずれかに該当する場合は、その者は、FHSAを保有する。
- (a) 口座であるFHSAにあっては、その口座がその者の名義単独で開設されていること。
- (b) 生命保険証券であるFHSAにあっては、その者がその生命保険証券の単独所有者であること。
- (c) 信託における受益権であるFHSAにあっては、その者がその権利の単独保有者であること。
- (2) FHSAを保有する者は、FHSA保有者である。

第10条 提供する及びFHSA提供業者の意味

- (1) ある法人は、次のいずれかに該当する場合、FHSAを提供することになる。
- (a) 口座であるFHSAにあっては、その法人が、その口座への拠出を受け入れ、又は受

け入れた銀行等であること。

(b) 生命保険証券であるFHSAにあっては、その法人が、その証券を提供する生命保険会社であること。

(c) 信託における受益権であるFHSAにあっては、その法人が、その信託の受託者であること。

(2) FHSAを提供する法人は、*FHSA提供業者*である。

第11条 国のFHSA抛却及び個人のFHSAへの抛却の意味

(1) ある者のためにこの法律の第4編に基づきコミッショナーにより支払われるべきFHSAへの抛却その他の支払いは、その者の**国のFHSA抛却**である。

(2) ある者が保有するFHSAに対して、その者が行う、又はその者のために行われる抛却は、その者の**個人のFHSAへの抛却**である(その抛却がその者の国のFHSAである場合を除く)。

(3) ただし、ある者が保有するFHSAへの抛却は、次の第(a)号から第(d)号のいずれかに該当する場合は、その者の**個人のFHSAへの抛却**ではない。

(a) その抛却が、その者が保有する別のFHSAからそのFHSAへの移転としてのものであること。

(b) その抛却が、家族法上の義務が原因でなされること。

(c) 次の条件がすべて満たされていること。

(i) FHSA住宅取得支払いが、その者が保有するFHSAから以前になされたこと。

(ii) その支払いが、第17条第(3)項(住居所有の不成功の後FHSA住宅取得支払いを再抛却すること)の理由からFHSA支払い条件を満たしていること。

(iii) そのFHSAへの抛却が、そのFHSA住宅取得支払いの再抛却によっているこ

と。

(d) その支払いが、次のいずれかに従ってそのFHSAから再び支払われていること。

(i) 第25条第(2)項、第26条第(2)項又は第27条第(2)項

(ii) 2001年会社法第992A条第(4)項(求めなく提供された金融商品)、第1016F条(不備のある商品開示文書)又は第1019B条(クーリングオフ期間)

第12条 住居への適格権益の意味

(1) ある者が住居の法的所有者(単独又は他の者と共同であると問わない)である場合、その者は、その住居への**適格権益**を有する。

(2) ある者が次のいずれにも該当する場合、第(1)項の範囲を制限することなく、その者は、住居への**適格権益**を有する。

(a) その者が、その住居に関し土地保有の合理的な担保となる賃借権又は立入特権に基づく賃借人又は立入権者(単独又は他の者と共同であると問わない)であること。

(b) 賃借権にあっては、その賃借権は、公有地賃借権(1997年所得税法の意味の範囲内)であること。

(c) 立入特権にあっては、その立入特権は、連邦、州又は準州から付与されたこと。

(3) ある者が次の第(a)号から第(c)号のいずれかに該当する場合、その者は、第(1)項の範囲を制限することなく、住居への**適格権益**を有する。

(a) その者が、その住居に関し受戻権を有すること。

(b) その住居がアパート又は集合住宅であるときは、その者が、次のいずれにも該当する持分の法的所有者であること。

(i) その持分が、アパート又は集合住宅の建っている土地の法的所有者となる集合体に属していること。

(ii) その持分によって、その者がアパート

又は集合住宅に居住する権利を有していること。

- (c) その住居が高齢者介護施設又は退職者村にあるときは、その者がその住居に居住する権利を有していること。
- (4) この項の目的のために定められる規則に規定された事情がある場合には、その者もその住居への適格権益を有する。
- (5) この条の他の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その者は、その住居への適格権益を有しない。
 - (a) 住居が土地に固定されていないこと。
 - (b) この号の目的のために定められる規則に規定された事情があること。
- (6) ある者が住居への適格権益を有し始めた時に、その者は、その住居への適格権益を取得する。

第13条 主たる居所の意味

- (1) この条に従うことを条件として、この法律においてある者の主たる居所とは、その通常の意味をいう。
- (2) 住居が、この法律の目的上ある者の主たる居所である状況に関しては、規則で明確にすることができる。
- (3) 住居が、この法律の目的上ある者の主たる居所とならない状況に関しては、規則で明確にすることができる。

第14条 FHSA住宅取得支払いの意味

FHSA提供業者が第32条(住居への適格権益の取得を目的とする支払い)に基づき支払いをしなければならない場合、FHSAからのその支払いは、FHSA住宅取得支払いである。

第15条 FHSA資格要件の意味

- (1) ある者が次の第(a)号から第(g)号のいずれにも該当する場合は、その者はFHSA資格要件を満たす。
 - (a) 個人であること。
 - (b) 年齢が少なくとも18歳であり、かつ65

歳未満であること。

- (c) オーストラリア又はノーフォーク島に存在するある住居がその者の主たる居所となった時点で、住居への適格権益を有したことがなかったこと。
- (d) 18歳未満であったときにFHSAを保有したことがないこと。
- (e) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 同時に2つ以上のFHSAを保有したことがないこと。
 - (ii) 同時に2つのFHSAを保有したことがあるが、一方のFHSAの残高は、他方のFHSAに最初の拠出として移されたこと。
- (f) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 閉鎖された口座を保有したことがないこと。
 - (ii) 第(2)項の要件が、保有され、閉鎖されたそれぞれのFHSAに対して満たされていること。
- (g) 規則で定める要件(もしあれば)を満たすこと。
- (2) あるFHSAが次のいずれかに該当する場合は、そのFHSAは、この項の要件を満たしている。
 - (a) 第17条第(3)項(住居所有不成就後のFHSAへの再拠出)のFHSA支払い条件を満たすFHSA住宅取得支払いの結果閉鎖されたこと。
 - (b) FHSA住宅取得支払いの結果閉鎖されたが、なお第17条第(3)項のFHSA支払い条件を満たす支払いがなお可能であること。
 - (c) 2001年会社法第992A条第(4)項(求めなく提供された金融商品)、第1016F条(不備のある商品開示文書)又は第1019B条(クーリングオフ期間)に従ってなされた払い戻しの結果として閉鎖されたこと。

第16条 FHSA不適格支払いの意味

ある者が保有するFHSAからの支払いは、次のいずれにも該当する場合、*FHSA不適格支払い*である。

- (a) その支払いがFHSA住宅取得支払いであること。
- (b) その支払いがなされた時、その者がFHSA資格要件を満たしていなかったこと。

第17条 *FHSA支払い条件の意味*

(1) あるFHSA住宅取得支払いが次のいずれにも該当する場合、そのFHSA住宅取得支払いは、*FHSA支払い条件*を満たす。

- (a) 支払い後6か月内に、FHSAを保有する、又は保有した者が、支払いに相当する額をオーストラリア又はノーフォーク島に存在する住居への適格権益の取得に使用すること。
- (b) その住居が、次のいずれをも満たす期間継続してその者の主たる居所であること。
 - (i) 少なくとも6か月間であること。
 - (ii) 第(2)項にいう期間内に開始すること。
- (c) その住居の建築が、支払い時に完了していない場合—その建築が支払い後妥当な期間内に完了すること。

(2) その期間の開始及び終了は次のとおりである。

- (a) 開始
 - (i) 住居の建築が支払い時に完了していない場合—家屋の建築が完了した時
 - (ii) その他の場合—その住居の適格権益を取得する時

- (b) 終了

期間の開始後12か月又はコミッショナーが事情を勘案して妥当と思料するより遅い時

(3) あるFHSA住宅取得支払いが次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも該当する場合、そのFHSA住宅取得支払いもFHSA支払い条件を

満たす。

(a) FHSAを保有し、又は保有していた者が第(1)項の条件を満たすことができないこと。

(b) 支払いがなされた6か月内にその者が次のいずれかの額を自己の保有するFHSAに拠出すること。

- (i) 支払いに相当する額
- (ii) 事情を勘案すれば妥当なより少ない額

(4) 第(3)項第(b)号(ii)の目的上、事情を勘案してより少ない額を支払うことが妥当かどうかを決定するに当たっては、次の点のいずれをも顧慮すべきこと。

- (a) 第(1)項の条件の不成就がその者にとっては不可抗力でなかったかどうか
- (b) その不成就がその者にとって合理的に予見可能なものであったかどうか
- (c) その者に関し、これまでのFHSA住宅取得支払いが第(1)項の条件を満たせなかったかどうか
- (d) その他関連性のある事項

第2部—その他の定義

第18条 定義

この法律においては、

オーストラリア企業納税登録番号 (Australian Business Number : ABN) とは、1999年新税制 (企業納税登録番号) 法第41条で定めるものをいう。

口座残高上限 (account balance cap) とは、第29条で定めるものをいう。

取得する (acquire) :ある者は、第12条第(6)項にいう状況で住居への適格権益を取得する。

公認預金取扱機関 (authorised deposit-taking institution : ADI) とは、1959年銀行法の目的上公認預金取扱機関である法人をいう。

承認された様式 (Approved form) とは、管理者が、その語句が記されている規定の目的のために、書面で承認した書式をいう。

オーストラリア財政健全性管理機構とは、the Australian Prudential Regulation Authority (APRA) をいう。

オーストラリア証券投資コミッションとは、the Australian Securities and Investments Commission (ASIC) をいう。

FHSA 提供業者としての認可 (authorisation as a FHSA provider) とは、第92条に基づき与えられた認可をいう。

受任者 (authorised person) とは、第80条に基づき受任者として任命された者をいう。

最低利子率 (base interest rate) とは、1953年税制管理法 (the Taxation Administration Act 1953) 第8AAD条と同一の意味をいう。

違反 (breach) : 第28条にいう状況においては、FHSA 保有者は、口座残高上限に違反 (breach) している。

コミッショナー (Commissioner) とは、国税庁コミッショナー (the Commissioner of Taxation) をいう。

適格退職年金プラン (complying superannuation plan) とは、1997年所得税法 (the Income Tax Assessment Act 1997) と同一の意味をいう。

拠出 (contribution) とは、金銭の拠出をいい、かつ、公認預金取扱機関に保有する口座への預金及び生命保険会社への保険料の支払いを含む。

データ処理装置 (data processing device) とは、他の品物又は装置を介して又は介さず情報を再生可能な一切の品物又は材料 (例えば、ディスク) をいう。

決定 (decision) には第41条又は第46条に基づく裁決文書を作成しない決定を含む。

証書 (deed) には捺印証書の効果を有する文書を含む。

特に限定がない場合の退職年金プラン (default superannuation plan) とは、第24条で定めるものをいう。

コミッショナー代理 (Deputy Commissioner) とは、国税庁コミッショナー代理 (Deputy Commissioner of Taxation) をいう。

examinable documents とは、コミッショナーが一般的執行権をもっているこの法律の規定又はそのような規定の目的上作成された規則の実施に大きなかかわりのある一切の文書をいう。

家族法上の義務 (family law obligation) とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(a) 1975年家族法 (the Family Law Act 1975) に基づく裁判所の決定

(b) 1975年家族法第VIII A編に基づき作成された金銭上の協約で、同法第90G条のために拘束力を有するもの

FHSA (first home saver account の略称) とは、第8条で定めるものをいう。

FHSA 資格要件とは、第15条で定めるものをいう。

FHSA 保有者とは、第9条で定めるものをいう。

FHSA 住宅取得支払いとは、第14条で定めるものをいう。

FHSA 不適格支払いとは、第16条で定めるものをいう。

FHSA 支払い条件 : FHSA 住宅取得支払いは、第17条に示された状況でFHSA 支払い条件を満たす。

FHSA 提供業者とは、第10条で定めるものをいう。

FHSA 信託とは、第8条第(c)号(iii)にいう種類の信託をいう。

金融サービス免許保有者 (financial services licensee) とは、2001年会社法第7章で定めるものをいう。

会計年度 (financial year) とは、1997年所得税法 (the Income Tax Assessment Act 1997) と同一の意味である。

function には duty (義務) も含む。

一般利率課金 (general interest charge) とは、1953年税制管理法第IIA編に基づき算定された課税をいう。

国のFHSA拠出 (Government FHSA contribution) とは、第11条で定めるものをいう。

国のFHSA拠出分岐点 (Government FHSA contribution threshold) とは、第39条に定めるものをいう。

保有する、有する (hold) :

(a) ある者は、第9条にいう状況でFHSAを保有する (hold)。

(b) ある者は、第12条にいう状況で住居への適格権益を有する (hold)。

閉鎖中 (inactive) : 第23条にいう状況では、FHSAは、閉鎖中 (inactive) である。

income tax returnとは、次のいずれかのものをいう。

(a) 1936年所得税法 (the Income Tax Assessment Act 1936) 第161条、第162条又は第163条に基づく所得申告書

(b) 1953年税制管理法別表1第260-E節に基づく死亡した者の財産の受託者による報告書

所得年度 (income year) とは、1997年所得税法と同一の意味である。

スライドファクター (indexation factor) とは、第30条第(3)項及び第40条第(3)項で定めるものをいう。

指数 (index number) とは、第30条第(5)項及び第40条第(5)項で定めるものをいう。

法的代理人 (legal personal representative) とは、1997年所得税法) と同一の意味である。

生命保険会社 (life insurance company) とは、1995年生命保険法 (the Life Insurance Act 1995) に基づき登記された会社をいう。

生命保険 (life policy) とは、1995年生命保険法と同一の意味である。

主たる居所 (main residence) とは、第13条で

定めるものをいう。

支払過剰額 (overpaid amount) とは、第50条第(2)項で定めるものをいう。

所有者 (owner) とは、保険証券に関し、1995年生命保険法) と同一の意味である。

再審可能な決定により影響を被ったもの (person affected by a reviewable decision) とは、審査の対象となる決定に関して、その決定がなされたことに関連する者をいう。

個人のFHSAへの拠出 (personal FHSA contribution) とは、第11条で定めるものをいう。

保険証券 (policy) とは、1995年生命保険法と同一の意味である。

produceには提示することを含む。

保護された情報 (protected information) とは、次のいずれにも該当する情報をいう。

(a) ある者に利害関係を有するもの

(b) この法律又はこの法律が定める規則に基づく又は関するその者の職務により又は職務を通じて第70条が適用される者に明らかとなった又は入手されたもの

提供する (provide) とは、第10条で定めるものをいう。

財政健全性基準 (Prudential Standards) とは、第121条第(1)項で定めるものをいう。

公募型基金 (public offer entity) とは、1993年退職年金業 (監督) 法 (the Superannuation Industry (Supervision) Act 1993) と同一の意味である。

住居への適格権益 (qualifying interest) とは、第12条で定めるものをいう。

四半期 (quarter) とは、1997年所得税法と同一の意味である。

管理者 (Regulator) とは、次のいずれかをいう。

(a) 管理者という語を含む規定がオーストラリア財政健全性管理機構によって執行される規定であるか、又はその目的のために適用されている場合は、オーストラリア財政健全性管理機構をいう。

(b) 管理者という語を含む規定がオーストラリア証券投資コミッションによって執行される規定であるか、又はその目的のために適用されている場合は、オーストラリア証券投資コミッションをいう。

(c) 管理者という語を含む規定がコミッショナーによって執行される規定であるか、又はその目的のために適用されている場合は、コミッショナーをいう。

報告期間 (reporting period) とは、2001年会社法第1017D条第(2)項と同一の意味である。

再審可能な決定 (reviewable decision) とは、第74条で定めるものをいう。

登録可能退職年金基金免許 (RSE licence) とは、1993年退職年金業 (監督) 法と同一の意味である。

登録可能退職年金基金免許保有者 (RSE licensee) とは、1993年退職年金業 (監督) 法と同一の意味である。

副コミッショナー (Second Commissioner) とは、国税庁副コミッショナーをいう。

配偶者 (spouse) とは、1993年退職年金業 (監督) 法と同一の意味である。

退職年金諸法 (Superannuation Acts) とは、次のものをいう。

(a) 1997年退職貯蓄口座法 (the Retirement Savings Accounts Act 1997)

(b) 1993年退職年金業 (監督) 法

(c) 1997年退職年金拠出税 (査定及び徴収) 法 (the Superannuation Contributions Tax (Assessment and Collection) Act 1997)

(d) 1997年退職年金拠出税 (憲法上保護される退職年金基金の構成員) 査定及び徴収法 (the Superannuation Contributions Tax (Members of Constitutionally Protected Superannuation Funds) Assessment and Collection Act 1997)

(e) 1999年退職年金 (権利主張者なき金銭及び資格を喪失した構成員) 法 (the

Superannuation (Unclaimed Money and Lost Members) Act 1999)

(f) 1997年退職金課税 (査定及び徴収) 法 (the Termination Payments Tax (Assessment and Collection) Act 1997)

退職年金給付 (superannuation interest) とは、1997年所得税法と同一の意味である。

課税法 (taxation law) とは、1997年所得税法と同一の意味である。

退職年金提供者 (superannuation provider) とは、1997年所得税法と同一の意味である。

納税者番号 (tax file number) とは、1936年所得税法 (the Income Tax Assessment Act 1936) 202A条で定めるものをいう。

支払過少額 (underpaid amount) とは、第46条第(2)項で定めるものをいう。

第3編—資格、拠出及び支払いの準則

第1部—資格の準則

第19条 FHSA開設におけるFHSA提供者の義務

(1) FHSA提供者は、ある者が次の第(a)号から第(c)号のいずれにも該当するものでない限り、その者にFHSAを開設してはならない。

(a) その者が提供者に対し承認された様式での申請書を提出したこと。

(b) その申請書には、次のいずれかが明確に述べられていること。

(i) その者がFHSA資格要件を満たすこと。

(ii) その者が既にFHSAを保有している場合—そのFHSAの残高は、開設されることになるFHSAに移されることをその者が保証すること。

(iii) その者が閉鎖されたFHSAを保有したが、なお第15条第(2)項第(b)号により資格要件を満たす場合—開設されることになるFHSAへの最初の拠出が第17条第

(3)項第(b)号に従ってなされること。

- (c) その者が、提供業者に対しこの法律及び退職年金諸法の実施に関連して自己の納税者番号を示していること

違反

- (2) ある者が第(1)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位^(注8)

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (3) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第20条 FHSA保有者はFHSA資格要件を満たさない場合提供業者に通知しなければならない

- (1) FHSA保有者は、その者がFHSA資格要件を満たさなくなる結果を生ずる状況が起きた場合、承認された様式でFHSA提供業者に通知書をこの条に従って提出しなければならない。

- (2) FHSA保有者は、その状況の発生後30日以内にその通知書を提出しなければならない。

- (3) ただし、次のいずれかに該当する場合、そのFHSA保有者は、通知書を提出する必要はない。

(a) そのFHSAがその状況の発生後30日以内に閉鎖されること。

(b) FHSA保有者がその状況の発生後30日以内にFHSA提供業者に対し第32条(FHSA住宅取得支払い)に基づくFHSAからの支払いを要求したために、FHSA提供業者がその支払いをしなければならないこと。

- (4) 通知書には、次のいずれかを含んでいなければならない。

(a) FHSA保有者が60歳以上で、かつ、FHSAの残高が自己に支払われることを望む場合—その旨の陳述

(b) その他の場合—FHSA提供業者がFHSAの残高をそのFHSA保有者の適格

退職年金プランの退職年金利息に拠出することの承諾

- (5) FHSA保有者は、次のいずれにも該当する場合、FHSA提供業者に対し、書面により、通知書の撤回の文書を提出することができる。

(a) FHSA保有者が、自己がFHSA資格要件を満たすことにつき、確信するに至ったこと

(b) FHSA保有者がFHSA提供業者に対しその通知書を提出してから30日を経過していないこと

(c) FHSAが第22条第(2)項第(b)号に従ってまだ閉鎖されていないこと

第21条 コミッショナーは特定の事情が存することを信ずべきと判断する場合提供業者に通知しなければならない

- (1) コミッショナーは、FHSA保有者がFHSA資格要件を満たしていないと信ずべき理由がある場合、この条に従ってFHSA提供業者に対し通知書を交付しなければならない。

- (2) コミッショナーが第(1)項に基づき通知書を交付する場合においては、コミッショナーは、その通知書の写しをFHSA保有者に交付しなければならない。

- (3) その通知書には、それに起因する、次の規定の影響が記載されなければならない。

(a) 第22条(凍結中のFHSAの閉鎖要求)

(b) 第26条(凍結中のFHSAへの拠出の制限)

(c) 第32条及び第35条(FHSAからの支払いの制限)

- (4) コミッショナーは、次のいずれにも該当する場合、FHSA提供業者に対し書面により、その通知書の撤回の文書を交付しなければならない。

(a) FHSA保有者がFHSA資格要件を満たすことにつき、コミッショナーが確信するに至ったこと。

- (b) コミッショナーがFHSA提供業者に対しその通知書を交付してから30日を経過していないこと
- (c) FHSAが第22条第(2)項第(b)号に従ってまだ閉鎖されていないこと。
- (5) コミッショナーが第(4)項に基づき撤回の文書を交付する場合には、コミッショナーは、その写しをFHSA保有者に交付しなければならない。

第22条 FHSA提供業者は凍結中のFHSAを閉鎖しなければならない

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、この条が適用される。
 - (a) FHSAが第23条第(1)項に基づき凍結中となったが、FHSA提供業者が、同項に掲げた通知書を受け取った後の30日目の日(起算日)の前に、その通知書の撤回の文書を受け取っていないこと。
 - (b) FHSAが第23条第(2)項、第(3)項又は第(4)項に基づき特定の日(起算日)に凍結中になること。
- (2) FHSA提供業者は、起算日後の14日以内に次の第(a)号及び第(b)号を実施しなければならない。
 - (a) 次のいずれかへのFHSAの残高の全額の支払い
 - (i) FHSA保有者が60歳以上で、かつ、その者がFHSA提供業者に対しFHSAの残高の支払いにつき自己宛ての支払いを望むとの申立書を提出した場合—FHSA保有者へ
 - (ii) その他の場合—第(3)項にいう退職年金給付へ
 - (b) FHSAの閉鎖
- (3) 退職年金給付は、次のいずれかのものである。
 - (a) この項の目的のために、FHSA保有者がFHSA提供業者に対し書面で適格退職年金

- プランであるその者の特定の退職年金給付を届け出ている場合—当該退職年金給付
- (b) その他の場合—そのFHSA保有者のために、そのFHSA提供業者が提供する特に限定がない場合の退職年金プラン(第24条参照)からの退職年金給付へ

違反

- (4) ある者が第(2)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (5) 第(2)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第23条 凍結中のFHSA

- (1) FHSAは、次のいずれかに該当する場合、凍結中である。
 - (a) FHSA提供業者が第20条第(1)項に従ってFHSA保有者からの通知書を受け取っている(かつ、第20条第(5)項に基づくその通知書の撤回文書を受け取っていない)こと。
 - (b) FHSA提供業者が第21条第(1)項に従ってコミッショナーからの通知書を受け取っている(かつ、第21条第(4)項に基づくその通知書の撤回文書を受け取っていない)こと。
 - (c) FHSA提供業者が第67条第(2)項に従ってコミッショナーからの通知書を受け取っている(かつ、その通知書の撤回文書を受け取っていない)こと。
- (2) FHSAは、次の第(a)号から第(c)号のいずれにも該当する場合にも、凍結中である。
 - (a) そのFHSA提供業者が当該FHSAから支払いを行うこと。
 - (b) その提供業者が次のいずれかに基づく支払いをしなければならないこと。
 - (i) 第32条(FHSA住宅取得支払い)
 - (ii) 第33条(60歳以上のFHSA保有者)

- (c) 支払い直後にそのFHSAの残高が存すること。
- (3) FHSAは、そのFHSA保有者が65歳以上である場合にも、凍結中である。
- (4) FHSAは、次のいずれにも該当する場合にも凍結中である。
- (a) ある者が申請書での申立てにおいて第19条第(1)項第(b)号(ii)に従ってその者の別のFHSAの残高をそのFHSAに移すことを保証したために、そのFHSAが開設されたこと。
- (b) そのFHSAが開設された後、44日間の期間が経過していること。
- (c) その移転が当該期間内に行われなかったこと。

第24条 特に限定がない場合の退職年金プラン

- (1) FHSAを提供する、又は提供しようとする法人は、第22条第(3)項第(b)号の目的上その会社の特に限定がない場合の退職年金プランとなるべき適格退職年金プランを書面で提供前に指定しておかなければならない。
- (2) ある者が第(1)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

第2部—FHSAへの拠出

第25条 FHSAへの拠出の制限—65歳以上の保有者

- (1) FHSA提供業者は、口座の保有者が65歳以上である場合、そのFHSAに拠出させてはならない。
- (2) FHSA提供業者が第(1)項の拠出を受け取った後30日以内にその金額をFHSAからそのFHSA保有者に払い戻す場合、そのFHSA提供業者は、第(1)項の違反とならない。

違反

- (3) ある者が第(1)項に違反した場合、その者

は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (4) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第26条 FHSAへの拠出の制限—凍結中のFHSA

- (1) FHSA提供業者は、FHSAが凍結中である場合、そのFHSAに拠出させてはならない。
- (2) FHSA提供業者が第(1)項の拠出を受け取った後30日以内にその金額をFHSAからそのFHSA保有者に払い戻す場合、そのFHSA提供業者は、第(1)項の違反とならない。

違反

- (3) ある者が第(1)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (4) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第27条 FHSAへの拠出の制限—口座残高上限に違反している保有者

- (1) FHSA提供業者は、次の第(a)号及び第(b)号に該当する場合、そのFHSAに拠出させてはならない。

(a) 次のいずれかに該当すること。

(i) その拠出がなされた時点で、そのFHSA保有者が口座残高上限に違反していること。

(ii) その拠出がなされたとすればその時点で、そのFHSA保有者が口座残高上限に違反することになること。

(b) その拠出が次のいずれにも該当しないこと。

(i) 政府からのFHSAへの拠出

(ii) 第11条第(3)項第(a)号(自己の保有する別のFHSAから自己のFHSAへの移転)にいう拠出

(iii) 第11条第(3)項第(c)号(住居所有の不成就後のFHSA住宅取得支払いの再拋出)

(2) FHSA提供業者が第(1)項の拋出を受け取った後30日以内にその金額をFHSAからそのFHSA保有者に払い戻す場合、そのFHSA提供業者は、第(1)項の違反とならない。

違反

(3) ある者が第(1)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

(4) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第28条 口座残高上限の違反

(1) FHSAの残高がある会計年度の口座残高上限を超えた場合、そのFHSAを保有する者は、次のいずれもの時点での口座残高上限に違反している。

(a) その時点

(b) (この条に従うことを条件として)それに続くすべての時点

(2) ただし、次のいずれにも該当する場合、その者は、第(3)項にいう期間中は口座残高上限に違反するものではない。

(a) その者がFHSAの開設を申請すること。

(b) 開設されるFHSAへの最初の拋出が第17条第(3)項第(b)号(住居所有の不成就後のFHSA住宅取得支払いの再拋出)に従ってなされること。

(3) その期間の始期及び終期は、次のとおりである。

(a) 第(2)項第(a)号にいうFHSAが開設された時に始まること。

(b) そのFHSA(又はその者がその後に保有するその他のFHSA)の残高がある会計年度の口座残高上限を超えた最初の時点で終わること。

(4) 次のいずれにも該当する場合、その者も、第(5)項にいう期間中は口座残高上限に違反するものではない。

(a) 第31条第(1)項第(c)号(家族法上の義務による支払い)にいう種類の支払いがその者が保有するFHSAから行われること。

(b) 支払い直後のそのFHSAの残高がその支払いが行われた会計年度の口座残高上限を下回ること。

(5) その期間の始期及び終期は、次のとおりである。

(a) その支払いが行われる時に始まること。

(b) そのFHSA(又はその者がその後に保有するその他のFHSA)の残高がある会計年度の口座残高上限を超えた最初の時点で終わること。

第29条 口座残高上限

2008-09会計年度の口座残高上限は、75,000ドルである。この額は、毎年度スライドする。

第30条 口座残高上限のスライド

(1) 口座残高上限の額は、次の第(a)号及び第(b)号によって毎年度スライドする。

(a) 2008-09会計年度の額にそのスライドファクターを乗じる。

(b) 第(a)号での結果を切り下げて直近の5,000ドルの倍数にする。

(2) 口座残高上限は、そのスライドファクターが1以下である場合、スライドさせない。

(3) スライドファクターは、次のとおりとする。
求める会計年度開始の前年の12月31日に終わる四半期に対する第(5)項にいう指数

2007年12月31日に終わる四半期に対する第(5)項にいう指数

(4) 第(3)項にいうスライドファクターは、小数第3位まで算出する(小数第4位が5以上の場合は切り上げる)。

(5) 四半期に対する指数は、常勤成人平均週当たり通常時所得の算定額で、四半期の真中の

月に対するオーストラリア統計局の長の第1次公表によるものとする。

(注9)

第3部—FHSAからの支払いの制限

第31条 FHSA提供業者は法律等によって認可されない限りFHSAからの支払いを行ってはならない

- (1) FHSA提供業者は、次の第(a)号から第(g)号までのいずれかに該当しない限り、そのFHSAからの支払いを行ってはならない。
- (a) その提供業者が次のいずれかの規定に基づく支払いを行わなければならない場合
- (i) 第32条 (FHSA住宅取得支払い)
- (ii) 第33条 (60歳以上のFHSA保有者)
- (b) その提供業者が次のいずれかの規定に基づく支払いを行わなければならない場合
- (i) 第22条第(2)項 (凍結中であるFHSAの残高の退職年金等への強制的な拋出)
- (ii) 第34条 (FHSAの残高の退職年金への任意による拋出)
- (iii) 第35条 (FHSAの残高の別のFHSAへの任意による移転)
- (c) 家族法による義務から次のいずれかの方法によりその支払いが行われる場合
- (i) そのFHSA保有者の配偶者又は配偶者であった者の適格退職年金プラン中の退職年金給付への拋出により
- (ii) そのFHSA保有者の配偶者又は配偶者であった者が保有するFHSAへの移転により
- (iii) そのFHSA保有者の配偶者又は配偶者であった者が60歳以上である場合は、その者への支払いにより
- (d) その支払いが次に掲げる規定のいずれかに従って行われる場合
- (i) 第25条第(2)項、第26条第(2)項又は第27条第(2)項
- (ii) 2001年会社法第992A条第(4)項 (求め

なく提供された金融商品)、第1016F条 (不備のある商品開示文書) 又は第1019B条 (クーリングオフ期間)

- (e) そのFHSA保有者が死亡した場合
- (f) その支払いがそのFHSA提供のためにFHSA提供業者に未払いとなっている金額のものである場合
- (g) その支払いが国のFHSA拋出の過払いに関して国への未払いとなっている金額のものである場合

違反

- (2) ある者が第(1)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (3) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第4部—FHSAからの支払いを行うための要件

第32条 住宅取得のためのFHSAからの支払い

- (1) この条は、次の第(a)号から第(e)号のいずれにも該当する場合に適用する。
- (a) FHSA保有者が、FHSAの提供者に対しFHSAからの支払いを請求する、承認された様式での申請書を提出していること。
- (b) FHSA保有者が、申請書で支払いが第17条第(1)項にいうFHSA支払い条件を満たすものであることを明確にしていること。
- (c) 次の要件のいずれかに適合していること。
- (i) 1会計年度につき少なくとも1,000ドルの個人のFHSAへの拋出が、そのFHSA保有者のために少なくとも4会計年度(そのうち1年度は支払いが行われる年度であってもよい)にわたって行われていること。
- (ii) そのFHSA保有者が、口座残高上限に

違反しているが、少なくとも4会計年度（そのうち1年度は支払いが行われる年度であってもよい）にわたってFHSAを保有していること。

(iii) そのFHSA保有者が、申請書で(i)又は(ii)にいう要件を満たす他のFHSA保有者とともに住居への適格権益を取得するものであることを明らかにしていること。

(d) 規則で規定された要件（もし、あれば）を満たすことをその提供業者が確認していること。

(e) そのFHSAが凍結中ではないこと。

(2) その提供業者は、請求された額を次のいずれにも該当する方法で支払わなければならない。

(a) 申請がなされた後、実行可能な限り速やかに

(b) 申請がなされた後、30日より遅くなく

違反

(3) ある者が第(2)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

(4) 第(2)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第33条 FHSA保有者が60歳以上である場合のFHSAからの支払い

(1) この条は、次のいずれにも該当する場合に適用する。

(a) FHSAのその保有者が、FHSA提供業者に対し承認された様式でFHSAからの支払いを請求する申請書を提出していること。

(b) そのFHSA保有者が60歳以上であること。

(2) その提供業者は、請求された額を次のいずれにも該当する方法で支払わなければならない。

(a) 申請がなされた後、実行可能な限り速やかに

かに

(b) 申請がなされた後、30日より遅くなく

違反

(3) ある者が第(2)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

(4) 第(2)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第34条 退職年金への拠出としてのFHSA残高の支払い

(1) この条は、次のいずれにも該当する場合に適用する。

(a) FHSA保有者が、FHSA提供業者に対し、適格退職年金である、保有者の退職年金給付への拠出のためにそのFHSAの残高の支払いを請求したこと。

(b) その請求が、承認された様式でのものであること。

(2) その提供業者は、請求された額を次のいずれにも該当する方法で支払わなければならない。

(a) 申請がなされた後、実行可能な限り速やかに

(b) 申請がなされた後、30日より遅くなく

違反

(3) ある者が第(2)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

(4) 第(2)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第35条 別のFHSAへの移転としてのFHSA残高の支払い

(1) この条は、次のいずれにも該当する場合に適用する。

(a) FHSA保有者が、FHSA提供業者に対しそのFHSA保有者が保有する別のFHSAへ

の移転のためにそのFHSAの残高の支払いを請求すること。

- (b) その請求が、承認された様式でのものであること。
- (c) そのFHSAは、凍結中ではないこと
- (2) その提供業者は、請求された額を次のいずれにも該当する方法で支払わなければならない。
 - (a) 申請がなされた後、実行可能な限り速やかに
 - (b) 申請がなされた後、30日より遅くなく
- (3) ある者が第(2)項に違反した場合、その者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (4) 第(2)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第4編—国のFHSA 拠出

第1部—国のFHSA 拠出のための資格

第36条 国のFHSA 拠出が可能かどうか

- (1) ある者が次の第(a)号から第(e)号のいずれにも該当する場合、国のFHSA 拠出は、この法律に基づきその者に対しその会計年度の分として支払うことができる。
 - (a) その者が個人であること。
 - (b) 1回以上の個人のFHSA 拠出が、その会計年度中にその者に対して行われていること。
 - (c) その者が、次のいずれかに該当すること。
 - (i) その者が、その会計年度に対応する所得年度の所得申告書を提出していること。
 - (ii) その者が、その会計年度に対応する所得年度の通知書を第37条に従って提出していること。
 - (d) その所得申告書又は通知書(場合に応じ

て求められるもの)は、その者が第(2)項の居住要件をその会計年度に対応する所得年度の少なくとも一部の期間満たしたこと。

- (e) その者が、第(2)項の居住要件をその会計年度に対応する所得年度の少なくとも一部の期間満たしたこと。
- (2) 居住要件は、その者が1936年所得税法の目的上オーストラリアの居住者であることである。

第37条 資格の状況の通知

この編の目的のために、承認された様式でコミッショナーに対し次の第(a)号及び第(b)号を通知することができる。

- (a) その者が、会計年度に対応する所得年度の所得申告書の提出を命じられていないこと。
- (b) その者が、第36条第(2)項の居住要件をその年度の少なくとも一部の期間満たしたこと。

第38条 国のFHSA 拠出の額

- (1) 国のFHSA 拠出の額の算定は、ある者のある会計年度に対し、この条に従って行う。
- (2) 最初に次の第(a)号及び第(b)号の算定を行う(対象となる拠出額)。
 - (a) その会計年度中にその者に対して行われた個人のFHSA 拠出の額を合計する。
 - (b) その合計額がその年度に対する国のFHSA 拠出分岐点(第39条参照)を超過する場合—その超過額は対象としない。
- (3) 国のFHSA 拠出の額は、対象となる拠出額に17%を乗じたものである。
- (4) (この項は別として)国のFHSA 拠出額が20ドル未満である場合、国のFHSA 拠出額は、20ドルに増額される。
- (5) (この項は別として)国のFHSA 拠出額が1ドルの倍数に達しない場合、その国のFHSA 拠出額は、その不足額を増額する。

第39条 国のFHSA 拠出分岐点

2008-09会計年度に対する国のFHSA拠出分岐点は、5,000ドルである。この額は、毎年度スライドする。

第40条 国のFHSA拠出分岐点のスライド

(1) 国のFHSA拠出分岐点の額は、次の第(a)号及び第(b)号の方法により年度ごとにスライドする。

(a) 2008-09会計年度に対する額にそのスライドファクターを乗じる。

(b) 第(a)号の結果を切り下げて直近の500ドルの倍数にする。

(2) 国のFHSA拠出分岐点は、そのスライドファクターが1以下である場合、スライドさせない。

(3) スライドファクターの算定は、次のとおりである。

求める会計年度開始の前年の12月31日に終わる四半期に対する第(5)項という指数

2007年12月31日に終わる四半期に対する第(5)項という指数

(4) 第(3)項というスライドファクターは、小数第3位まで算出する(小数第4位が5以上の場合は切り上げる)。

(5) 四半期に対する指数は、常勤成人平均週当たり通常時所得の算定額で、四半期の真中の月に対するオーストラリア統計局の長の第1次公表によるものとする。

第2部—国のFHSA拠出の支払い

第41条 コミッショナーの裁決

(1) コミッショナーは、国のFHSA拠出がある者のある会計年度に対して支払うことができることを確認した場合、その拠出がその者のその会計年度に対し支払うことができることを裁決しなければならない。

(2) この条に基づく裁決を行うかどうか決定するに際しては、次の事項を考慮することができる。

(a) その者の会計年度に対応する所得年度について、場合に応じて、その者に対し提出された所得申告書又は第37条に従って提出されたその者に対する通知書

(b) その者の会計年度に対応する所得年度について、1953年税制管理法別表第1第391-5条に基づきコミッショナーに提出された(個人のFHSA拠出に関する)陳述書

(c) 国のFHSA拠出がその者のその会計年度に対し支払うことができるかどうかについて重大な関わりのある、コミッショナーが有するその他の情報

(3) コミッショナーは、第(1)項に基づく裁決を行う場合、その拠出が次のいずれに支払われるかについて裁決しなければならない。

(a) その者が保有するFHSA

(b) 適格退職年金である、その者の退職年金給付

(c) その者

(d) その者の法的代理人

第42条 国のFHSA拠出の支払い

(1) コミッショナーは、第41条に基づき行われた裁決に従って、ある者のある会計年度に対し支払うことのできる国のFHSA拠出を第(2)項にいう期間の最後の日(支払い期日)以前に支払わなければならない。

(2) その期間の始期及び終期は、次のとおりである。

(a) 始期は、次の(i)又は(ii)のいずれかより遅い日に始まる。

(i) その者の会計年度に対応する所得年度について、場合に応じて、その者に対し提出された所得申告書又は第37条に従って提出されたその者に対する通知書が提出される日

(ii) その者の会計年度に対応する所得年度について、1953年税制管理法別表第1第391-5条に基づきコミッショナーに提出

された(個人のFHSA拠出に関する)陳述書が提出される日

(b) 終期

60日後に終わる。

第43条 提供業者は特定の場合には国のFHSA拠出を返戻する

(1) 次の第(a)号及び第(b)号に該当する場合は、提供業者は、次の第(c)号に該当し、第(d)号に定める行為をしなければならない。

(a) あるものに対する国のFHSA拠出が、FHSA提供業者又は退職年金提供業者に支払われていること。

(b) その拠出が提供業者に支払われた日の後28日までに、その提供業者が、その拠出をその者が有するFHSA又はその者の適格退職年金プランである退職年金給付に支払っていないこと。

(c) その拠出を国に払い戻す責任を有すること。

(d) コミッショナーに対し承認された様式でその拠出が払い戻された時にその払い戻しを通知しなければならないこと。

(2) その提供業者がその拠出を払い戻す責任を初めて生じた日の後7日で、その額は弁済期に達し、かつ、支払われるべきである。

第44条 国のFHSA拠出は支払いが特定の事情で遅れた場合利息の分を増額する

(1) コミッショナーが、国のFHSA拠出の支払期日(第42条第(2)項参照)又はその前にその拠出をまったく支払わない場合、ある者のある会計年度に対する国のFHSA拠出額は、第(2)項に基づき算定される利息の額が増額される。

(2) その利息は、次のとおり算出する。

(a) 国のFHSA拠出額について

(b) 国のFHSA拠出の支払期日からコミッショナーがその拠出の代償としての金額を初めて支払う日までの期間

(c) 日割りで

(d) その利息が算出される日の最低利子率で

第45条 コミッショナーは国のFHSA拠出が支払われる場合通知する

(1) コミッショナーは、ある者のための国のFHSA拠出を次のいずれかの者に支払う場合、拠出が支払われる時にその者又はその代理人に支払いを通知しなければならない。

(a) その者

(b) その者の法的代理人

(2) コミッショナーは、国のFHSA拠出をある者のためにFHSA提供業者又は退職年金提供業者に支払う場合、その提供業者及びその者に拠出が支払われる時に拠出を通知しなければならない。

第3部—国のFHSA拠出金の過少支払い

第46条 過少支払いの裁決

(1) この条は、次のいずれにも該当する場合に適用される。

(a) コミッショナーが、ある者のある会計年度に対し国のFHSA拠出としてある額を支払うこと。

(b) 支払額がその拠出の正しい額を下回ることにつき、コミッショナーが、確認していること。

(2) 正しい額が支払い額を超過する額は、支払過少額である。

(3) コミッショナーは、支払過少額がその者のその会計年度に対して支払われるべきものであることを裁決しなければならない。

(4) コミッショナーは、第(3)項に基づく裁決を行う場合、その支払過少額が次のいずれに支払われるかについて裁決しなければならない。

(a) その者が保有するFHSA

(b) 適格退職年金である、その者の退職年金給付

- (c) その者
- (d) その者の法的代理人
- (5) コミッショナーは、この条に基づいて行われた裁決に従って第(6)項にいう期間の最後の日(支払い期日)又はその前に支払過少額を支払わなければならない。
- (6) その期間の始期及び終期は、次のとおりである。
 - (a) 始期は、次の(i)又は(ii)のいずれかより遅い日に始まる。
 - (i) その者の会計年度に対応する所得年度について、場合に応じて、その者に対し提出された所得申告書又は第37条に従って提出されたその者に対する通知書が提出される日
 - (ii) その者の会計年度に対応する所得年度について、1953年税制管理法別表第1第391-5条に基づきコミッショナーに提出された(個人のFHSA拠出に関する)陳述書が提出される日
 - (b) 終期
60日後に終わる。

第47条 提供業者は特定の場合には支払過少額を返戻する

- (1) 次の第(a)号及び第(b)号に該当する場合は、提供業者は、次の第(c)号に該当し、第(d)号に定める行為をしなければならない。
 - (a) ある者に対する支払過少額がFHSA提供業者又は退職年金提供業者に支払われていること。
 - (b) その拠出が提供業者に支払われた日の後28日までに、その提供業者が、その支払過少額をその者が有するFHSA又はその者の適格退職年金プランである退職年金給付に支払っていないこと。
 - (c) その支払過少額を国に払い戻す責任を有すること。
 - (d) コミッショナーに対し、承認された様式

でその支払過少額が払い戻される時に払い戻しを通知しなければならないこと。

- (2) その提供業者がその支払過少額を払い戻す責任を初めて生じた日の後7日で、その額は弁済期に達し、かつ、支払われるべきである。

第48条 国のFHSA拠出は支払過少額の支払いが特定の事情で遅れた場合利息の分を増額する

- (1) コミッショナーが支払過少額の支払期日(第46条第(5)項参照)又はその前にその支払過少額の全額を支払わない場合、ある者のある会計年度に対する国のFHSA拠出額は、第(2)項に基づき算定される利息の額が増額される。
- (2) その利息は、次のとおり算出する。
 - (a) その支払過少額の支払期日に未払いとなっている支払過少額について
 - (b) その支払過少額の支払期日から支払過少金額の全額が支払われるまでの期間
 - (c) 日割りで
 - (d) その利息が算出される日の最低利子率で

第49条 少額の支払過少額は小切手で支払われる

- (1) 次の第(a)号、第(b)号及び第(c)号のいずれにも該当する場合、国のFHSA拠出額は、5ドル及びその支払過少額の間差額の分、増額される。
 - (a) コミッショナーが第46条第(3)項に基づき支払過少額に関して裁決をすること。
 - (b) その支払過少額が5ドルに達しないこと。
 - (c) その支払過少額が次のいずれかの者に対し小切手で支払われるべきこと。
 - (i) その者
 - (ii) その者の法的代理人

第4部—国のFHSA拠出金の過剰支払い

第50条 過剰支払いの回収

- (1) この条は、次のいずれにも該当する場合、適用する。
- (a) コミッショナーがある者のある会計年度に対し国のFHSA拠出としてある額を支払うこと。
 - (b) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) その拠出がその者のその会計年度に対し支払うべきではなかったこと。
 - (ii) 支払金額が正しい拠出額を上回っていること。
- (2) 支払過剰額とは、次のいずれかのものをいう。
- (a) 拠出が、その期間に対しその者のために支払われるべきでなかった場合—第(1)項第(a)号にいう額の全額
 - (b) 支払金額が正しい拠出額を上回っている場合—支払金額が正しい拠出額を超える額
- (3) コミッショナーは、次の表中のひとつ又は複数の項に基づき支払過剰額を回収する措置を取ることができる。ただし、コミッショナーは、ある項に対し規定されている条件(もし、あれば)が満たされている場合は、その項目に基づく措置を取ることのみができる。

支払過剰額の回収方法		
項目	支払過剰額を回収するためにコミッショナーが取ることができる措置	満たすべき条件
1	コミッショナーは、支払過剰額の全額又は一部の額をその者のために支払うべき国のFHSA拠出から控除することができる。	
2	コミッショナーは、支払過剰額の全額又は一部の額をその者(又はその者の法的代理人)からその者(又はその	国のFHSA拠出がコミッショナーによりその者(若しくはその法的代理人)に対し支払わず、又は第31条第(1)項

	法的代理人)が国に対し履行すべき債務として回収することができる。	第(a)号若しくは第(e)号にいうのと同種類の支払がその者が保有するFHSAからなされていないなければならない。コミッショナーは、その者(又はその代理人)に対し予定する回収の文書(回収額を含む)による通知書を交付しなければならない。その通知書が交付されてから、少なくとも28日が経過していなければならない。回収額は、通知書に明記された額を超えてはならない。
3	コミッショナーは、支払過剰額の全額又は一部の額をFHSA提供者又は退職年金提供者からその者が国に対し履行すべき債務として、次のいずれかの者から回収できる。 (a) コミッショナーが国のFHSA拠出を支払ったFHSA提供者又は退職年金提供者 (b) 別のFHSA提供者又は退職年金提供者が国のFHSA拠出を移した先のFHSA提供者又は退職年金提供者	回収額は、提供者がその者のために保有している残高を超えてはならない。コミッショナーは、提供者に対し予定する回収の文書(回収額を含む)による通知書を交付しなければならない。その通知書が交付されてから、少なくとも28日が経過していなければならない。回収額は、通知書に明記された額を超えてはならない。

- (4) コミッショナーは、適切と思料する場合、第(3)項の表の第2項又は第3項に基づく通知書を撤回することができる。
- (5) 過剰支払いに関し第(3)項に基づき控除又は回収される金額の合計は、支払過剰額を超えてはならない。
- (6) コミッショナーは、ある者のための国のFHSA拠出に関し、第(3)項の表中第1項に基づく控除を行う場合、その控除実施後28日以内にその者に通知しなければならない。

第51条 少額の支払過剰額

第50条第(2)項にいう支払過剰額が次の額のうちいずれか大きいものを下回っている場合、国のFHSA拠出は、その支払過剰額の分、増額される。

- (a) 100ドル
- (b) この号の目的のために規則に規定される額(もし、あれば)

第5編—執行

第1部—総則

第52条 一般利率課金が支払い満期となる時

(1) ある者が次のいずれにも該当する場合、その者は、未払い額につき一般利率課金を支払う責任を負う。

- (a) ある者が、第43条第(1)項又は第47条第(1)項に基づきその額を払い戻す責任を負っていること。
- (b) その額の全額又は一部の額が、その額が支払われるべき期限後に未払いのままであること。

(2) ある者が、次のいずれにも該当する場合、その者は、未払い額につき一般利率課金を支払う責任を負う。

- (a) コミッショナーが、その者に対し第50条第(3)項の表中第2項又は第3項に基づく通知書を交付していること。
- (b) その者がその通知書に基づき支払わなければならない額が、支払われるべき期限後に未払いのままであること。

(3) この条に基づき未払い額につき一般利率課金を支払う責任を負っている者は、次の第(a)号に始まり、第(b)号に完了する期間中日毎にその利息を支払う責任を負う。

- (a) 未払い額の支払期限の日の開始時
- (b) 次のいずれかのもので未払いのままである最後の日の終了時
 - (i) その未払い額

(ii) 一切の未払い額に対する一般利率課金

(4) この条の目的上、

- (a) ある者が第43条第(1)項又は第47条第(1)項に基づき払い戻す責任を負っている額は、その者が初めてその額を払い戻す責任を生じた日の後7日で支払われるべきであり、かつ、
- (b) 第50条第(3)項の表中第2項又は第3項に基づく通知書に基づき支払われるべき額は、その通知書の交付の日の後28日で支払われるべきである。

第53条 第4編に基づく決定は書面によらなければならない

- (1) 第4編又は第4編に関する規則に基づくコミッショナーの決定は、書面でなければならない。
- (2) 決定がコンピューターを用いて作成され、又は記録される場合、そのような決定は、書面で書き留められるべきである。

第54条 コミッショナーは第4編に基づく決定を行うためにコンピュータープログラムの使用を手配することができる

- (1) コミッショナーは、その監督の下で、コミッショナーが第4編又は第4編に関する規則に基づく決定を行うためにコンピュータープログラムを用いることを手配することができる。
- (2) 第(1)項に基づきなされた手配に基づきコンピュータープログラムの操作によって行われた決定は、コミッショナーによって行われた決定とみなされる。

第55条 承認された様式とはコミッショナーによる承認をいう

疑義を避けるために、この法律の規定の目的上コミッショナーに係る承認された様式は、1953年税制管理法の別表第1第388-50条の意味内の承認された様式である。

第2部—納税者番号

第A節—FHSA保有者の納税者番号の引用、 使用及び移送

第56条 FHSA保有者又は申請者は納税者番号 を示すことができる

FHSA保有者又はFHSA保有者になることを申請している者は、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、自己の納税者番号をFHSA提供者に対し示すことができる。

第57条 FHSA提供者はFHSA保有者又は申 請者の納税者番号を要求できる

FHSA提供者は、承認された様式で、FHSA保有者又はFHSA保有者になることを申請している者に対して、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、その者の納税者番号をFHSA提供者に示すよういつでも要求できる。

第58条 FHSA提供者は納税者番号をあらか じめ示されていない場合FHSA保有者 に対しそれを示すよう要求しなければ ならない

(1) 第(3)項に従うことを条件として、次のいずれにも該当する場合、FHSA提供者は、所要時(第(2)項参照)の前に、承認された様式で、ある者に対して、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、その者の納税者番号をFHSA提供者に示すよう要求しなければならない。

- (a) ある者がFHSA保有者になること。
- (b) その者がFHSA保有者になる時まで、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、その者が自己の納税者番号をFHSA提供者に対し示したことがないこと。

所要時

(2) 所要時とは、その者がこの法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連

して、その者が自己の納税者番号をFHSA提供者に対し示したことがないことにつき、提供者が知った日の後28日目の終了時をいう。

例外

(3) FHSA提供者は、所要時前にこの法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、その者が自己の納税者番号をFHSA提供者に対し示している場合、その要求を行う必要はない。

違反

(4) あるFHSA提供者が第(1)項に違反した場合、その提供者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

(5) あるFHSA提供者が第(1)項に違反した場合、その提供者は、罪を犯すことになる。これは、^(注10)厳格責任の犯罪である。

罰則：50罰金単位

第59条 納税者番号を示す義務はない

FHSA提供者がFHSA保有者又はその申請者に対しその者の納税者番号を示すよう要求した場合、その保有者又は申請者は、その要求に応じる義務はない。

第60条 特定の目的のための納税者番号の使 用

(1) この条は、FHSA保有者又はFHSA保有者になることを申請している者がこの法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、その者の納税者番号をFHSA提供者に示す場合に、適用する。

納税者番号を記録する義務

(2) FHSA提供者は、以前にその納税者番号を記録していない場合は、それが示された後相当に実行可能な限り速やかにその納税者番号を記録しなければならない。

必要性の消滅まで納税者番号を保持する義務

(3) FHSA提供者は、次の第(a)号及び第(b)号のいずれも保証しなければならない。

- (a) その者が、FHSA保有者となることを申請し、FHSA保有者となっていない場合—記録は、その者が申請者であることをやめるその時(最終保持時)まで保持されること。
- (b) その者がそのFHSA提供業者の提供するFHSA保有者であるか、又は保有者となる場合—記録は、次の時(これも最終保持時である)のいずれか遅い時まで保持されること。
- (i) その者が、上記のFHSA保有者であることをやめる時
- (ii) そのFHSA提供業者が、1953年税制管理法の別表第1第391部に基づくその義務に従うために、その納税者番号を使用する必要がある最後の時

必要性が消滅した時納税者番号の記録を破棄する義務

- (4) FHSA提供業者は、最終保持時の後相当に実行可能な限り速やかにその記録が破棄されることを保証しなければならない。
- (5) 第(4)項は、納税者番号が別の目的のためにも規定されており、かつ、その目的のためになお必要である場合、適用しない。

残高を突き止めるための納税者番号の使用

- (6) 第(7)項に従うことを条件として、FHSA提供業者は、FHSA提供業者の記録又は口座中でその提供業者によって提供されているFHSA中の残高を突き止めるために、その提供業者に示された、第(1)項にいう納税者番号を使用することができる。

特定の者が保有するFHSAを識別するための納税者番号の使用

- (7) FHSA提供業者が特定の者の保有するFHSAを識別する必要がある場合、
- (a) FHSA提供業者は、そのFHSAを識別するために、まず(納税者番号以外の)情報を使用しなければならず、かつ、

- (b) FHSA提供業者は、その者がその提供業者に対し示した納税者番号を次のいずれかに該当する場合のみ使用することができる。
- (i) 第(a)号にいう情報が、そのFHSAを識別するためには不十分であること。
- (ii) 他の情報の使用から生じたそのFHSAの識別を確認するためであること。

違反

- (8) あるFHSA提供業者がこの条の求めるところに違反した場合、その提供業者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

- (9) あるFHSA提供業者がこの条の求めるところに違反した場合、その提供業者は、罪を犯すことになる。これは、厳格責任の違反である。

罰則：50罰金単位

第61条 FHSA提供業者は特定の目的のために他のFHSA提供業者又は退職年金提供業者に対し納税者番号を通知しなければならない

- (1) この条は、次のいずれにも該当する場合、適用する。
- (a) ある者が、あるFHSA提供業者によって提供されるFHSA保有者であること。
- (b) その保有者が、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、自己の納税者番号をそのFHSA提供業者に対し示していること(保有者として又は保有者となることを申請している者としてかは問わない)。

あるFHSAの額の別のFHSAへの移転

- (2) あるFHSA提供業者が、FHSAの残高をその保有者の別のFHSAに移転する場合、そのFHSA提供業者は、移転の時に、かつ、承認された様式で相手方のFHSA提供業者に対しその保有者の納税者番号を通知しなければな

らない。

適格な退職年金プランへのFHSAの額の拠出

- (3) FHSA提供業者が、FHSAから何らかの額をその所有者のために適格な退職年金プランに対し拠出する場合、そのFHSA提供業者は、拠出の時に、かつ、承認された様式でそのプランに関して退職年金提供業者に対しその所有者の納税者番号を通知しなければならない。

違反

- (4) あるFHSA提供業者がこの条の求めるところに違反した場合、その提供業者は、罪を犯すことになる。

罰則：100罰金単位

- (5) あるFHSA提供業者がこの条の求めるところに違反した場合、その提供業者は、罪を犯すことになる。これは、厳格責任の違反である。

罰則：50罰金単位

第B節—みなし提示を含め、納税者番号の提示の方式

第62条 納税者番号の提示の方式

ある者が次のいずれかに該当する場合、その者は、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、他の者に対し自己の納税者番号を提示することになる。

- (a) ある者が、他の者に対しその番号を承認された様式で通知すること。
- (b) ある者が、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、他の者に対しその番号を示した、とこの編の以下のいずれかの規定に基づきみなされること。

第63条 コミッショナーが通知する場合FHSA保有者は提示したとみなされる

- (1) コミッショナーがあるFHSA提供業者に対しあるFHSA保有者又はFHSA保有者になることを申請している者の納税者番号を通知

する場合、その者は、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、そのFHSA提供業者に対し自己の納税者番号を示したとみなされる。

- (2) その所有者又は申請者は、コミッショナーがその通知をした時に、納税者番号を示したとみなされる。

第64条 FHSA提供業者によって提供された情報はFHSA保有者によって提供されたとみなされる

- (1) 第61条第(2)項又は第(3)項に従って、あるFHSA提供業者(1番目のFHSA提供業者)が別のFHSA提供業者(2番目のFHSA提供業者)又は退職年金提供業者に対しあるFHSA保有者の納税者番号を通知する場合、この条を適用する。

- (2) そのFHSA保有者は、次のいずれにも該当するものとみなされる。

(a) この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、2番目のFHSA提供業者又は退職年金提供業者に対し納税者番号を示したこと。

(b) 1番目のFHSA提供業者が2番目のFHSA提供業者又は退職年金提供業者に対し示した時に納税者番号を示したこと。

第65条 FHSA保有者又は申請者が他の目的のために提示した場合その者は提示したとみなされる

次の第(a)号及び第(b)号に該当する場合、この法律の目的上、FHSA保有者又はFHSA保有者となることを申請している者は、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、そのFHSA提供業者に対し自己の納税者番号を示したとみなされる。

- (a) そのFHSA保有者又は申請者が、次のいずれかの規定に基づき自己の納税者番号をそのFHSA提供業者に対し示していたこと。

- (i) 1953年税制管理法
- (ii) 1936年所得税法
- (iii) 1997年所得税法
- (b) その提示が、この編の施行以降になされたこと。

第C節—納税者番号の正しくない提示

第66条 納税者番号の誤った提示の効果

- (1) 次の第(a)号から第(c)号のいずれにも該当する場合、コミッショナーは、FHSA保有者の納税者番号をFHSA提供者に対し通知することができる。
 - (a) 提供者が、その保有者の納税者番号であると信じる番号の記録(納税者番号記録)を作成していること。
 - (b) コミッショナーが、その納税者番号記録につき、次のいずれかを確認していること。
 - (i) その納税者番号記録が、提示されてから後に、取り消されたか又は撤回されたこと。
 - (ii) 他の点で誤りがあること。
 - (c) コミッショナーが、その保有者が納税者番号を有することにつき確認していること。
- (2) 次のいずれにも該当する場合、その保有者は、この法律及び退職年金諸法の実施又は将来ありうべき実施に関連して、そのFHSA提供者に対し自己の納税者番号を示したとみなされる。
 - (a) コミッショナーが、その提供者に対し第(1)項に基づく通知書を交付していること。
 - (b) 仮にその納税者番号記録がその保有者の納税者番号であったとすれば、その保有者は、その時そのように受託者に対し自己の納税者番号を示したであろうこと。

第67条 納税者番号の無効な提示の効果

- (1) 次の第(a)号から第(c)号のいずれにも該当する場合、コミッショナーは、FHSA提供業

者に対し第(2)項に基づく通知を交付することができる。

- (a) 提供者が、FHSA保有者の納税者番号であると信じる番号の記録(納税者番号記録)を作成していること。
 - (b) コミッショナーが、その納税者番号記録につき、次のいずれかを確認していること。
 - (i) その納税者番号記録が、提示されてから後に、取り消されたか、又は撤回されたこと。
 - (ii) 他の点で誤りがあること。
 - (c) コミッショナーが、その保有者が納税者番号を有することにつき確認できていないこと。
- (2) その通知書は、次の第(a)号から第(c)号に該当するものでなければならない。
 - (a) その保有者の身元を明らかにしていること。
 - (b) その保有者が納税者番号を有することにつきコミッショナーが確認できていないことを明確にしていること。
 - (c) その通知書には、それに起因する、次の規定の影響が記載されなければならない。
 - (i) 第22条(凍結中のFHSAの閉鎖要求)
 - (ii) 第26条(凍結中のFHSAへの抛出の制限)
 - (iii) 第32条及び第35条(FHSAからの支払いの制限)
 - (3) コミッショナーは、第(2)項に基づく通知書を交付する場合、その通知書の写しをその保有者に交付しなければならない。
 - (4) コミッショナーは、後にそのFHSA提供者に対しその者の納税者番号の通知書を交付する場合、そのFHSA提供者に対し、第(2)項に基づく通知書の書面による撤回もその時に交付しなければならない。

第D節—様式等での納税者番号の提供

第68条 様式等は納税者番号を求めることが

できる

承認を求める申請

- (1) 第89条に基づくFHSA提供業者としての認可をを求める申請の承認された様式には、その申請に申請者の納税者番号を含めるよう求めることができる。

財務報告

- (2) 2001年金融業界(データ収集)法第13条に基づきFHSA提供業者がオーストラリア財政健全性管理機構に対し写しの提出を求められている財務報告の様式には、その報告に提供業者の納税者番号を含めるよう求めることができる。

FHSAの申請

- (3) FHSAの申請書の承認された様式には、第19条に従って、その申請書に申請者の納税者番号を含めるよう求めることができる。

第69条 納税者番号の提示の不履行

- (1) ある者が、陳述書を作成するに当たり、単に自己の納税者番号を提示しなかったからとして、^(注11)刑法典第137.1条の目的上、その者は、第(4)項の下に含まれる者に対して作成される陳述書から事項を省いているわけではない。
- (2) 第(1)項の目的上、第(4)項の下に含まれる者に対して作成される陳述書は、口述、書面、データ処理装置その他の形式により作成された陳述書を含む。
- (3) 第(2)項に制限を加えることなく、第(4)項の下に含まれる者に対して作成される陳述書は、次のいずれかの陳述書を含む。
- (a) この法律又は規則に基づき、作成、調製、交付され、又は作成、調製若しくは交付されたとされる、申請書、通知書、報告書その他の文書において作成されるもの
- (b) この法律又は規則に基づき、ある者からの質問への返答において作成されるもの
- (c) この法律又は規則に基づき、交付、又は

交付されたとされる一切の情報において作成されるもの

- (d) この法律又は規則に基づくほか、第(4)項の下に含まれる者に対して交付された文書において作成されるもの
- (4) ある者がこの法律又は規則に基づき又は関し、権限を行使し、又は職務を遂行している場合、その者は、この条の下に含まれる。

第3部—守秘

第70条 守秘

この条に含まれる者

- (1) この条は、次のいずれかに該当する者又は該当した者に適用する。
- (a) コミッショナー、副コミッショナー又はコミッショナー代理
- (b) コミッショナーが長である機関(1999年公務員法の意味内で)で同法に基づき従事する者
- (c) その他国から任命若しくは雇用される者又は国のために役務を提供する者

情報は法律のためにのみ記録され、明かされる

- (2) この条が適用される者が次の第(a)号及び第(b)号に該当する場合、その者は、罪を犯すことになる。
- (a) その者が次のいずれかに該当する場合
- (i) 保護された情報の記録を作成すること。
- (ii) 直接的又は間接的に、ある者に対し別の者についての保護された情報を伝え、又は漏洩すること。
- (b) その記録が次のいずれかの態様で作成されていないか、又はその情報が次のいずれかの態様で明かされ、若しくは伝達されていないこと。
- (i) この法律若しくは規則の目的上又はそれに基づいていること。

- (ii) 職務の遂行において、この条が適用される者として、この法律若しくは規則に基づき、又はそれに関していること。

罰則：2年の自由刑

情報は税法に基づく職務を遂行している者に対して漏洩することができる

- (3) 第(2)項は、コミッショナー、副コミッショナー若しくはコミッショナー代理又はそのいずれかの者により権限を与えられた者が、ある者がその職務を遂行することを可能にするための税法に基づき、又はそれに関して、この条が適用される者として、職務を遂行するその者に対し、いかなる保護された情報を漏洩し、又は伝達することを禁じるものではない。

大臣への情報の漏洩

- (4) ある者が、保護された情報を大臣に対し漏洩し、又は伝達する場合、その者は、第(2)項に違反してその情報を他の者に漏洩し、又は伝達することになる。

法廷は情報又は文書を要求できない

- (5) この法律又は規則の規定を実施するために必要である場合を除き、この条が適用される者は、次に掲げることを求められることはない。

- (a) 保護された情報を法廷に対し漏洩又は伝達すること。
(b) 保護された文書を法廷で提示すること。

情報はこの法律に基づく職務を遂行する者に対して漏洩することができる

- (6) この法律その他の税法は、コミッショナー、副コミッショナー若しくはコミッショナー代理又はそのいずれかの者により権限を与えられた者が、職務の遂行を可能にするためのこの法律若しくは規則に基づき、又はそれに関して、この条が適用される者として、職務を遂行する者に対し、一切の保護された情報を漏洩し、又は伝達することを禁じるものではない。

ない。

情報はこの法律の目的のために法廷に対し漏洩することができる

- (7) この法律又は規則の規定を実施するために必要である場合、この法律その他の税法は、コミッショナー、副コミッショナー若しくはコミッショナー代理又はそのいずれかの者により権限を与えられた者が、次のことを行うことを妨げるものではない。

(a) 上記の法律に基づき、又はその目的のために、取得した情報を法廷に対し漏洩又は伝達すること。

(b) 上記の法律に基づき、又はその目的のために、取得した文書を法廷で提示すること。

守秘の宣誓、確約又は供述

- (8) この条が適用される者は、コミッショナー、副コミッショナー又はコミッショナー代理が命じる場合又はその時は、コミッショナーが書面で裁決した方法及び様式で、この条に従って守秘を主張する宣誓、確約又は供述を行わなければならない。

第4部—決定の審査

第A節—国のFHSA拠出に関するコミッショナーの決定の審査

第71条 決定の審査

- (1) 第4編第2部、第3部又は第4部に基づく、コミッショナーが行った決定(原決定)によって影響を被った者は、コミッショナーに対しその決定の審査を申請することができる。
- (2) その者が申請を行う場合、次の第(a)号又は第(b)号のいずれかの措置を取らなければならない。
- (a) 原決定を審査し、及び次のいずれかを決定すること。
- (i) 原決定を維持すること。
(ii) 原決定を変更すること。
(iii) 原決定を取り消し、新たな決定に代え

ること。

- (b) 受任再審官(第72条参照)が再審を行うよう手配すること。
- (3) 第(2)項に基づき再審の準備を行うに際しては、コミッショナーは、その再審が公平なものとなるよう顧慮しなければならない。

第72条 受任再審官

コミッショナーは、1999年公務員法に基づき雇用されている者で、税法に基づき、従い又は関して権限を行使し、又は職務を遂行しているものに、この部の目的のため受任再審官となることを委任しなければならない。

第73条 審査の申請の取下げ

- (1) 第71条に基づく審査の申請者は、決定の審査を行う者が第71条第(2)項のいずれかの行為を行う前ならばいつでも、書面その他のコミッショナーが承認する方法により、その申請を取り下げることができる。
- (2) 申請が取り下げられた場合、その申請は、なされなかったとみなされる。

第B節—特定のオーストラリア財政健全性管理機構の決定の審査

第74条 審査可能な決定

以下に掲げる決定は、それぞれ審査可能な決定である。

- (a) 第121条第(1)項第(c)号にいう財政健全性基準を作成するためのオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (b) 第121条第(1)項第(c)号にいう財政健全性基準を変更又は撤回するためのオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (c) FHSA提供者としての認可の申請を取り下げられたものとみなすための、第90条第(2)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (d) FHSA提供者としての認可の申請を拒絶する、第92条第(2)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定

- (e) FHSA提供者としての認可にあたり追加の条件を課すための、第98条第(1)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (f) FHSA提供者としての認可にあたり課された条件の変更又は撤回の申請を取り下げられたものとみなすための、第101条第(2)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (g) FHSA提供者としての認可にあたり課された条件を第103条第(1)項に基づき変更又は撤回することを拒絶するためのオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (h) FHSA提供者としての認可にあたり課された条件を変更又は撤回するための、第104条第(1)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定
- (i) FHSA提供者としての認可を取り消すための、第107条第(1)項に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定

第75条 特定の決定の審査

審査の要求

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構の再審査可能な決定により影響を被った者は、その決定に不満がある場合、オーストラリア財政健全性管理機構に対しその決定の再審議を要求することができる。

要求の仕方

- (2) その要求は、その者がその決定の通知を初めて受け取った日の後21日の期間内に、又はオーストラリア財政健全性管理機構が許可するさらに長期の期間内に、オーストラリア財政健全性管理機構に対して提出する書面による通知書で行わなければならない。

要求は理由を説明していなければならない

- (3) その要求は、その要求を行う理由を説明していなければならない。

オーストラリア財政健全性管理機構は決定を再

審議する

(4) オーストラリア財政健全性管理機構は、要求を受け取り次第、その要求を再審議しなければならない、及び第(5)項に従うことを条件として、その決定を確認し、若しくは撤回し、又はオーストラリア財政健全性管理機構が適切と思料する方法でその決定を変更することができる。

遅延の場合の決定のみなし確認

(5) オーストラリア財政健全性管理機構が、第(1)に基づく要求をその決定の再審議のために受け取った日の後60日の期間の終了前に、その決定の確認、撤回又は変更を行わない場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、その期間の終了時に第(4)項に基づきその決定を確認したものとみなされる。

オーストラリア財政健全性管理機構の処分のお知らせ

(6) オーストラリア財政健全性管理機構が、第(5)項にいう期間の終了前に決定を確認、撤回又は変更する場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、次のいずれをも明確にした文書による通知書をその者に対し交付しなければならない。

- (a) その決定の再審議の結果
- (b) その決定を確認、変更又は撤回するそれぞれの理由

オーストラリア財政健全性管理機構の再審議結果の見直し

(7) 第(4)項に基づき確認又は変更されたオーストラリア財政健全性管理機構の決定の見直しを求めて、行政控訴審判所に申し出ることができる。

行政控訴審判所への特定の申出を行うための期間

(8) 決定が、第(5)項の理由で確認されたときとみなされる場合、1975年行政控訴審判所法第29条は、その再審議結果の見直しを申し出る

ための規定の期間が、その決定が確認されたときとみなされる日に始まる28日の期間であるものとして、適用する。

受託者のみが特定の審査可能な決定により影響を被る

(9) ある者が、決定により影響を被る、FHSA 信託の受託者でない限り、この条及び第76条の目的上、その者は、第74条第(f)号、第(g)号又は第(h)号にいう審査可能な決定により影響を被っていないものとみなされる。

第76条 決定の通知に伴う陳述

(1) 審査可能な決定がなされた旨の書面による通知書が、審査可能な決定により影響を被る者に交付される場合、その通知書は、次のいずれもの趣旨の陳述を含めなくてはならない。

- (a) 決定に不満がある場合、第75条第(1)項に従って、オーストラリア財政健全性管理機構による決定の再審議を求めることができること。
- (b) 当初の決定を確認又は変更するとの、オーストラリア財政健全性管理機構の再審議結果に不満がある場合、1975年行政控訴審判所法に従うことを条件として、確認又は変更された決定の見直しを求めて、行政控訴審判所に申し出ることができること。

(2) オーストラリア財政健全性管理機構が、第75条第(4)項に基づき再審可能な決定を確認又は変更し、かつ、その者に対しその決定の確認又は変更の通知書を交付する場合において、その通知書には、確認又は変更された決定に不満があるときは、1975年行政控訴審判所法に従うことを条件として、その者が決定の見直しを求めて行政控訴審判所に申し出ることができるとの趣旨の陳述を含めなくてはならない。

(3) 再審可能な決定又は第75条第(4)項に基づく再審議結果に関し、第(1)項及び第(2)項の

要件遵守の不履行は、その決定の効力に影響を及ぼさない。

第6編—実施

第1部—情報収集

第77条 コミッショナーは情報提供を命じることができる

- (1) コミッショナーは、ある者又はその法的代理人に対し、書面による通知書を交付して、それらの者に対し、コミッショナーに次に掲げる事項につき説明した陳述書を提出することを命じることができる。その通知書は、その陳述書がコミッショナーに対し提出されるべき期間を明記していなければならない。その明記される期間は、通知書交付の日の後21日に満たない期間で終わるものであってはならない。
- (a) コミッショナーが次の事項を裁決できるようにする情報
- (i) 国のFHSA拠出が、その者のために支払われるべきかどうか
- (ii) その者のために支払われるべき国のFHSA拠出額
- (b) コミッショナーがその者のために支払うべき国のFHSA拠出額又は支払過少額の支払うべき相手先につき、コミッショナーが裁決できるようにする情報
- (c) コミッショナーが次の事項を裁決できるようにする情報
- (i) その者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、第50条(過剰支払いを取り扱う)に基づき回収できる額
- (ii) その者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、支払過剰額
- (d) 規則で定められた、国のFHSA拠出に関するその他の事項
- (2) その者又は法的代理人は、次の第(a)号及び第(b)号のいずれにも該当する場合、罪を

犯すことになる。

- (a) その通知書が、その者又は法的代理人に対し、コミッショナーが次の事項を裁決できるようにする情報を説明する陳述書のコミッショナーへの提出を命じるものであること。
- (i) その者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、第50条(過剰支払いを取り扱う)に基づき回収できる額
- (ii) その者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、支払過剰額
- (b) その者又はその法的代理人が、その通知書に応じることをしないこと。
- 罰則：30罰金単位
- (3) コミッショナーは、第(1)項に基づく通知書をいつでも、かつ、何度でも交付することができる。

第78条 コミッショナーはFHSA提供業者に対し情報提供を命じることができる

- (1) コミッショナーは、FHSA提供業者に対し、書面による通知書を交付して、コミッショナーに次に掲げる事項につき説明した陳述書を提出することを命じることができる。その通知書は、その陳述書がコミッショナーに対し提出されるべき期間を明記していなければならない。その明記される期間は、通知書交付の日の後21日に満たない期間で終わるものであってはならない。
- (a) コミッショナーが次の事項を裁決できるようにする情報
- (i) 国のFHSA拠出が、その者のために支払われるべきかどうか
- (ii) その者のために支払われるべき国のFHSA拠出額
- (b) コミッショナーがその者のために支払うべき国のFHSA拠出額又は過少支給額の支払うべき相手先につき、コミッショナーが裁決できるようにする情報

(c) コミッショナーが次の事項を裁決できるようにする情報

(i) その者のために支払われた国のFHSA 拋出に関し、第50条(過剰支払いを取り扱う)に基づき回収できる額

(ii) その者のために支払われた国のFHSA 拋出に関し、支払過剰額

(d) 規則で定められた、国のFHSA 拋出に関するその他の事項

(2) FHSA提供業者は、その通知書に応じることを行わない場合、罪を犯すことになる。

罰則：30罰金単位

(3) コミッショナーは、第(1)項に基づく通知書をいつでも、かつ、何度でも交付することができる。

第79条 自己負罪

(1) 陳述書が自己を有罪とし、又は自己を制裁の対象としかねないとの理由から、その者は、第77条又は第78条に基づく陳述書の提出を免れるものではない。

(2) ただし、その者が個人である場合、次のいずれも、いかなる刑事訴訟手続(この法律の第77条若しくは第78条違反の訴訟手続又はこの法律に関する、刑法典第137.1条若しくは第137.2条違反^(注13)の訴訟手続を除く)においてもその個人に対し不利な証拠として採用し得ない。

(a) その陳述書

(b) その陳述書の提出の、直接的又は間接的結果として取得されたもの

第2部—不動産への進入権

第80条 受任者の任命

コミッショナーは、コミッショナーが署名した書面によって次のいずれにも該当する者を、この部又はこの部の特定の規定の目的のために、受任者に任命することができる。

(a) 1999年公務員法に基づき任命又は雇用

されていること。

(b) オーストラリア国税庁で職務を遂行していること。

第81条 不動産に関して受任者の権限

(1) 受任者は、次の第(a)号又は第(b)号の条件で、次の第(c)号又は第(d)号の目的で不動産に立ち入ることができる。

(a) その不動産の占有者又は管理者の同意を得ること。

(b) 不動産に関して、第87条に基づき発付された令状に従っていること。

(c) 次の(i)から(iv)に掲げる事項を決定するための情報を取得する目的

(i) 国のFHSA 拋出が、ある者のために支払われるべきかどうか

(ii) ある者のために支払われるべき国のFHSA 拋出額

(iii) ある者のために支払われた国のFHSA 拋出に関し、第50条(過剰支払いを取り扱う)に基づき回収できる額

(iv) ある者のために支払われた国のFHSA 拋出に関し、支払過剰額

(d) ある者がこの法律の規定に違反したか、又は違反しているかどうかを突き止める目的

(2) 受任者が第(1)項に基づき不動産に立ち入る場合、受任者は、調査すべき文書を求めて不動産を探索し、その文書から抜粋し、及びその文書の写しを作成することができる。

第82条 受任者の義務—すべての場合

(1) 受任者は、次のいずれにも該当する場合には限り、第81条第(1)項に従って不動産に立ち入る権限を与えられる。

(a) その不動産の占有者又は管理者により求められた場合、受任者が、自己の身分証明書を呈示していること

(b) 受任者が、その不動産の占有者又は管理者に対し、受任者の申し出ている不動産へ

の立入りに関して、占有者又は管理者の権利及び義務に関する、書面による陳述書を交付していること

- (2) その不動産に立ち入った後、次のいずれにも該当する場合、受任者は、その不動産に関し、この部に基づく権限を行使する資格を有しない。
- (a) その不動産の占有者又は管理者が、受任者に対しその身分証明書を点検のために提示することを要求していること。
- (b) 受任者が、その要求に応じることをしないこと。

第83条 受任者の義務—同意による立入り

- (1) 受任者は、その不動産の占有者又は管理者に対し、その者が同意を拒むことができることを知らせている場合に限り、第81条第(1)項第(a)号に従って立ち入る権限を与えられる。
- (2) 受任者が、第81条第(1)項第(a)号に従って同意により不動産内にある場合において、その不動産の占有者又は管理者が受任者に対し要求するときは、受任者は、その不動産から立ち退かなければならない。

第84条 受任者の義務—令状による立入り

- (1) 受任者は、第87条に基づき発付された令状に基づき不動産に立ち入る前に、次の(a)及び(b)の行為をしなければならない。
- (a) 自己がその不動産に立ち入る権限があることを告げること。
- (b) その不動産にいる何人に対してもその不動産への立入りを許可する機会を与えること。
- (2) 受任者は、令状の実効的な執行が阻害されないことを確保するためにその不動産への即時の立入りが必要であると合理的な理由から信じる場合、第(1)項に従う必要はない。
- (3) 令状の行使時に、その不動産の占有者又は管理者がそこにいる場合、受任者は、その者

が令状の写しを入手できるようにしなければならない。

- (4) 受任者は、占有者又は管理者に自己の身元を明らかにしなければならない。
- (5) 第(3)項にいう令状の写しには、その令状を発付した裁判官の署名を含める必要はない。

第85条 令状に基づき職務を執行する受任者の妨害

ある者が、次のいずれにも該当する場合、その者は、罪を犯すことになる。

- (a) その者が、第81条に基づく受任者の権限を行使中の受任者を妨害すること。
- (b) 受任者が、その権限を第87条に基づき発付された令状に従って行使していること。

罰則：30罰金単位

第86条 令状に基づき職務を執行する受任者を援助する者

- (1) 受任者が、第81条第(1)項第(b)号に従って不動産に立ち入る場合において、受任者により命じられたときは、その不動産の占有者又は管理人は、その不動産に関し、第81条に基づく受任者の権限を行使中の受任者に対し、相当な援助を提供しなければならない。
- (2) 不動産の占有者又は管理者が、受任者に対し相当の援助を提供することをしない場合、その占有者又は管理者は、罪を犯すことになる。

罰則：30罰金単位

第87条 不動産に立ち入るための令状の発付

- (1) 裁判官は、受任者の申請について誓約又は確約しての、次の第(a)号及び第(b)号に該当する情報によって証明十分と判断する場合、その受任者に次の第(c)号及び第(d)号の条件でその不動産に立入りを認める令状を発付することができる。
- (a) FHSA保有者の特定の不動産について調

査すべき文書が存在すると信ずべき相当の理由があること。

- (b) 次の(i)から(v)までの事項を突きとめるために、令状の発付が相当に必要であること。
- (i) 国のFHSA拠出が、ある者のために支払われるべきかどうか
- (ii) ある者のために支払われるべき国のFHSA拠出額
- (iii) ある者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、第50条(過剰支払いを取り扱う)に基づき回収できる額
- (iv) ある者のために支払われた国のFHSA拠出に関し、支払過剰額
- (v) ある者がこの法律の規定に違反したか、又は違反しているかどうか
- (c) 必要、かつ、相当な援助
- (d) 令状で指定する時間中に、又は、令状に明記あるときは、いつでも
- (2) 令状は、次のいずれをも明記していなければならない。
- (a) その令状が発付されている受任者により、第81条第(2)項に基づき行使できる権限
- (b) その令状が効力を有しなくなる日(令状の発付の後14日を超えない日)
- (c) その令状が発付される目的
- (3) 令状の発付の機能は、裁判官に個人の資格で与えられるのであって、裁判所として又は裁判所の構成員としてではない。

第88条 身分証明書

- (1) コミッショナーは、身分証明書を受任者に発行することができる。
- (2) 身分証明書は、次のいずれもの要件を満たすものでなければならない。
- (a) 身分証明書の発行を受けた受任者の最近の写真を所載していること。
- (b) 書面によりコミッショナーが承認した様

式であること。

- (3) ある者が次のいずれにも該当する場合、その者は、罪を犯すことになる。
- (a) その者が、第(1)項に基づく身分証明書を発行されたこと。
- (b) その者が、この部のための受任者でなくなっていること。
- (c) その者が、身分証明書をコミッショナーに直ちに返却しないこと。

罰則：1罰金単位

第7編—財政健全性規定

第1部—登録可能退職年金基金免許保有者のFHSA提供者としての認可

第A節—FHSA提供者としての認可の申請

第89条 登録可能退職年金基金免許保有者のFHSA提供者としての認可の申請

FHSA提供者としての認可を申請できる者

- (1) 公募型基金の受託者となることができる種類の登録可能退職年金基金免許を保有する登録可能退職年金基金免許保有者は、オーストラリア財政健全性管理機構に対しFHSA提供者としての認可を申請することができる。

申請の要件

- (2) FHSA提供者としての認可の申請は、次の要件のいずれにも該当するものでなくてはならない。
- (a) 承認された様式であること。
- (b) 承認された様式で求められる情報を記載していること。
- (c) この号の目的のために定められる規則に規定される申請費用(もし、あれば)を添えていること。

第90条 オーストラリア財政健全性管理機構は更なる情報を要求できる

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供者としての認可の申請者に対し、書面で、その申請に関する指定された情

報を指定された時までオーストラリア財政健全性管理機構に対し提供することを求める通知書を交付することができる。その指定された時は、諸事情を勘案して妥当なものでなければならない。

(2) その申請者が、次のいずれにも該当する場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、その申請を撤回されたものとして取り扱うことを決定することができる。

(a) この条に基づく情報提供の要求に応じないこと。

(b) 応じないことに正当な免責事由がないこと。

(3) オーストラリア財政健全性管理機構が、第(2)項に基づきその申請を撤回されたものとして取り扱うことを決定する場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、その申請者に対し次に掲げる事項を知らせる通知書が交付されることを保障するために、あらゆる正当な措置を、決定の後実行可能な限り速やかに、取らなければならない。

(a) オーストラリア財政健全性管理機構の決定

(b) その決定の理由

第91条 申請に結論を下す期間

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第(2)項に基づき申請に結論を下すための期間を延長しない限り、申請の受理の後30日以内に、FHSA提供業者としての認可の申請に結論を下さなければならない。

(2) オーストラリア財政健全性管理機構は、申請者に対し申請に結論を下すための期間の延長を次の第(a)号及び第(b)号の態様で通知する場合、その期間を14日まで延長することができる。

(a) 書面によること。

(b) 申請の受理の後30日以内であること。

(3) オーストラリア財政健全性管理機構は、申

請に結論を下すための期間を延長する場合、その延長された期間内に申請に結論を下さなければならない。

(4) オーストラリア財政健全性管理機構は、申請に結論を下すことを求められている期間の最後の日までに申請に結論を下していない場合、その期間の最後の日の終わりにその申請を拒絶する結論を下したとみなされる。

第B節—FHSA提供業者としての認可の授与 第92条 FHSA提供業者としての認可の授与

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、次のいずれにも該当する場合及びその場合に関し、FHSA提供業者としての認可を与えなければならない。

(a) 認可が与えられたものと仮定したとき、その申請者が、この法律、規則及び財政健全性基準に応じない虞があるとオーストラリア財政健全性管理機構が信ずべき根拠がないこと。

(b) 認可が与えられたものと仮定したとき、その申請者が、その認可に課される条件に応じない虞があるとオーストラリア財政健全性管理機構が信ずべき根拠がないこと。

(c) その申請が第89条に従うものであること。

(d) その申請者が、公募型基金の受託者となることができる種類の登録可能退職年金基金免許を保有していることにつき、オーストラリア財政健全性管理機構が確信していること。

(e) その申請者が第93条に基づく自己資本比率規制を満たしていることにつき、オーストラリア財政健全性管理機構が確信していること。

(f) その申請が、撤回され、第90条第(2)項に基づき撤回されたものとして扱われ、又は第91条第(4)項に基づき拒絶されたこととみなされたことがないこと。

(2) 上記と異なる場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、申請を拒絶しなければならない。

第93条 自己資本比率規制

(1) 申請者が、以下の項の少なくとも一つに該当する場合、この条に基づく自己資本比率規制は、その申請者により満たされることになる。

(2) 申請者は、1993年退職年金業（監督）法第29DA条第(2)項に該当する場合、この項に該当する。

(3) 申請者は、次の(a)及び(b)のいずれにも該当する場合、この項に該当する。

(a) その申請者が、公認保証（同法の意味内の）の資格を有しているために、1993年退職年金業（監督）法第29DA条第(3)項に該当すること。

(b) その公認保証が、その申請者が受託者である、又は受託者となることを計画しているFHSA信託の受託者としての職務に関しても、同様であること。

(4) 申請者は、次のいずれにも該当する場合、この項に該当する。

(a) 申請者が、公認保証（同法の意味内の）の資格を有しているために、1993年退職年金業（監督）法第29DA条第(4)項に該当すること。

(b) その公認保証が、その申請者が受託者である、又は受託者となることを計画しているFHSA信託の受託者としての職務に関しても、同様であること。

(5) 申請者は、次のいずれにも該当する場合、この項に該当する。

(a) その申請者が、1993年退職年金業（監督）法第29DA条第(5)項に該当すること。

(b) その申請者が、オーストラリア財政健全性管理機構によって交付された書面での要求に従うことを書面で同意していること。

(c) その書面での要求は、その申請者が受託者である、又は受託者となることを計画しているFHSA信託の資産の管理に関するものであること。

第94条 文書はオーストラリア企業納税登録番号を付すことが要求される

(1) FHSA提供者である登録可能退職年金基金免許保有者は、そのオーストラリア企業納税登録番号が次のいずれにも記載されることを保証しなければならない。

(a) FHSA提供者の資格でオーストラリア財政健全性管理機構に提出するそれぞれの文書

(b) FHSA提供者として自己を名乗るその他の文書

(c) FHSA信託の受託者として自己を名乗る一切の文書

(2) FHSA提供者である登録可能退職年金基金免許保有者は、その者が受託者であるFHSA信託のオーストラリア企業納税登録番号が、次のいずれにも記載されることを保証しなければならない。

(a) その信託の受託者としてオーストラリア財政健全性管理機構に提出するそれぞれの文書

(b) その信託の受託者として自己を名乗る一切の文書

(3) ただし、登録可能退職年金基金免許保有者が、そのオーストラリア企業納税登録番号を文書又はその文書を含むその種の文書に記載することを保証する必要がないことをオーストラリア財政健全性管理機構によって書面で承諾を受けている場合、登録可能退職年金基金は、第(1)項に従うことを求められない。

第95条 認可が効力をもつ時

(1) FHSA提供者としての認可は、次のいずれか遅いほうの時に効力を発する。

(a) 認可が授与される時

- (b) 認可が効力を発する時として、その認可に定める時
- (2) FHSA提供業者としての認可は、次の第(a)号又は第(b)号に従うことを条件として、第E節に基づき取り消されるまで、有効である。
 - (a) 第C節に基づく一切の条件の賦課
 - (b) 第D節に基づく条件の一切の変更又は撤回

第96条 オーストラリア財政健全性管理機構は申請の拒絶の通知を交付しなければならない

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供業者としての認可の申請を拒絶する場合、その申請者に対し次の(a)及び(b)の事項を知らせる通知書が交付されることを保障するために、あらゆる正当な措置を、その申請の拒絶の後実行可能な限り速やかに、取らなければならない。
 - (a) オーストラリア財政健全性管理機構のその申請の拒絶
 - (b) その拒絶の理由

第C節—FHSA提供業者としての認可にあたっての条件

第97条 すべての認可に課される条件

- (1) 以下に掲げる条件は、FHSA提供業者としてのすべての認可に課される。
 - (a) そのFHSA提供業者が、この法律、規則及び財政健全性基準に従わなければならないこと。
 - (b) そのFHSA提供業者が、その者が受託者であるFHSA信託に関して受託者の職務を適切に遂行しなければならないこと。
 - (c) そのFHSA提供業者が受託者であるすべてのFHSA信託につき、FHSAの提供に関しては単独で保持されることをそのFHSA提供業者が保障すべきこと。
 - (d) そのFHSA提供業者が、第93条に基づく自己資本比率規制を満たし続けなければならないこと。

- (e) そのFHSA提供業者が、公募型基金の受託者となることのできる種類の登録可能退職年金基金免許を保有し続けなければならないこと。
- (f) そのFHSA提供業者が、この号の目的のために作られる規則により規定されるその他の条件に従わなければならないこと。
- (2) 規定された種類のすべての認可に適用される条件として、この号の目的のために作られる規則により規定される追加の条件は、その種類のそれぞれの認可に課される。

第98条 オーストラリア財政健全性管理機構が個別の認可に課す追加の条件

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、追加の条件を示す通知書をFHSA提供業者に交付することによって、いつでも、FHSA提供業者としての認可に追加の条件を課することができる。
- (2) 第(1)項に基づき課される条件は、以下に掲げる条件と矛盾するものであってはならない。
 - (a) 第97条により、又は同条に基づきFHSA提供業者としての認可に課される一切の条件
 - (b) 1993年退職年金業(監督)法に基づきFHSA提供業者である登録可能退職年金基金免許保有者に課される一切の条件
- (3) そのFHSA提供業者が、金融サービス免許保有者でもある場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、次の第(a)号及び第(b)号の行為をしなければならない。
 - (a) オーストラリア財政健全性管理機構の見解では、そのFHSA提供業者が提供する金融サービス(2001年会社法の意味内)の提供のための能力に影響を及ぼすことが相当に予測される条件を課す前に、オーストラリア証券投資コミッションに協議すること

と。

(b) 第(a)号に該当しない一切の条件の賦課について、その条件の賦課の後1週間内にオーストラリア証券投資コミッションに通知すること。

(4) 第(3)項の遵守の不履行は、一切の条件の賦課の有効性に影響を及ぼさない。

(5) この条に基づき課される追加の条件は、次のいずれか遅いほうの時に効力を発する。

(a) オーストラリア財政健全性管理機構がそのFHSA提供者に対しその条件の通知を交付する日

(b) その条件が効力を発する日としてその通知書に定める日

第99条 認可にあたっての条件遵守の指示

オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供者がその認可にあたっての条件に違反したと信じるにつき正当な根拠を有する場合、そのFHSA提供者に対し、指定した時まで指定した条件を満たすよう指示することができる。その指示は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(a) 書面でそのFHSA提供者に交付される通知書によること。

(b) その事情で妥当である時を指定すること。

第D節—FHSA提供者としての認可にあたっての条件の変更又は撤回

第100条 FHSA提供者としての認可にあたっての条件の変更又は撤回の申請

(1) FHSA提供者は、その認可にあたって第98条に基づきオーストラリア財政健全性管理機構によって課された条件の変更又は撤回を求めて、オーストラリア財政健全性管理機構に申請することができる。

(2) この条に基づく申請は、次のいずれにも該当するものでなければならない。

(a) 承認された様式でのものであること。

(b) その様式で求められる情報を記載していること。

第101条 オーストラリア財政健全性管理機構は更なる情報を要求できる

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第100条に基づく申請を行うFHSA提供者に対し、書面で、その申請に関する指定された情報を指定された時までオーストラリア財政健全性管理機構に対し提供することを求める通知書を交付することができる。その指定された時は、諸事情を勘案して妥当なものではない。

(2) その申請者が次のいずれにも該当する場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、第100条に基づく申請を撤回されたものとして取り扱うことを決定することができる。

(a) この条に基づく情報提供の要求に応じないこと。

(b) 応じないことに正当な免責事由がないこと。

(3) オーストラリア財政健全性管理機構が、第100条に基づく申請を撤回されたものとして取り扱うことを決定する場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、その申請者に対し次の事項を知らせる通知書が交付されることを保障するために、あらゆる正当な措置を、決定の後実行可能な限り速やかに、取らなければならない。

(a) オーストラリア財政健全性管理機構の決定

(b) その決定の理由

第102条 申請に結論を下す期間

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第(2)項に基づき申請に結論を下すための期間を延長しない限り、申請の受理の後30日以内に、第100条に基づく申請に結論を下さなければならない。

(2) オーストラリア財政健全性管理機構は、第

100条に基づく申請に結論を下すための期間の延長を、申請者に対し、次の態様で通知する場合、その期間を14日まで延長することができる。

(a) 書面によること。

(b) 申請の受理の後30日内であること。

(3) オーストラリア財政健全性管理機構は、第100条に基づく申請に結論を下すための期間を延長する場合、その延長された期間内に申請に結論を下さなければならない。

(4) オーストラリア財政健全性管理機構は、第100条に基づく申請に結論を下すことを求められている期間の最後の日までに申請に結論を下していない場合、その期間の最後の日の終わりにその申請を拒絶する結論を下したとみなされる。

第103条 オーストラリア財政健全性管理機構は認可にあたっての条件を変更又は撤回できる—申請に従って

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供業者が第100条に従って申請を行う場合、FHSA提供業者としてのその認可の申請にあたって第98条に基づき課した条件を変更又は撤回することができる。

(2) ただし、次の第(a)号及び第(b)号の条件に従うことを前提とする。

(a) 変更された条件が、以下の(i)及び(ii)に掲げる条件と矛盾するものであってはならないこと。

(i) 第97条によって課される一切の条件

(ii) 1993年退職年金業(監督)法に基づきFHSA提供業者である登録可能退職年金基金免許保有者に課される一切の条件

(b) そのFHSA提供業者が、金融サービス免許保有者でもある場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、次の(i)から(iii)の行為をしなければならないこと。

(i) オーストラリア財政健全性管理機構の

見解では、そのFHSA提供業者が提供する金融サービス(2001年会社法の意味内で)の提供のための能力に影響を及ぼすことが相当に予測される条件の変更又は撤回の前に、オーストラリア証券投資コミッションに協議すること。

(ii) オーストラリア財政健全性管理機構の見解では、変更された条件が上記(ii)の効果をもつことが相当に予測されるものとなりそうであるので、その条件の変更の前にオーストラリア証券投資コミッションに協議すること。

(iii) (i)又は(ii)に該当しない一切の条件の変更又は撤回について、その条件の変更又は撤回の後1週間内にオーストラリア証券投資コミッションに通知すること。

(3) 第(2)項第(b)号の遵守の不履行は、条件の変更又は撤回の効力を失わせるものではない。

(4) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供業者としての認可にあたっての一切の条件を、第100条に基づく申請書でFHSA提供業者が求める文言で変更又は撤回することを求められることはない。

第104条 オーストラリア財政健全性管理機構は認可にあたっての条件を変更又は撤回できる—オーストラリア財政健全性管理機構の発意で

(1) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供業者としての認可の申請にあたって第98条に基づき課した条件を自らの発意で、変更又は撤回することができる。

(2) ただし、次の(a)及び(b)の条件に従うことを前提とする。

(a) 変更された条件が、以下の(i)及び(ii)に掲げる条件と矛盾するものであってはならないこと。

(i) 第97条によって課される一切の条件

- (ii) 1993年退職年金業(監督)法に基づき FHSA 提供者である登録可能退職年金基金免許保有者に課される一切の条件
- (b) オーストラリア財政健全性管理機構は、そのFHSA提供者が金融サービス免許保有者でもある場合、次の(i)から(iii)の行為をしなければならないこと。
 - (i) オーストラリア財政健全性管理機構の見解では、そのFHSA提供者が提供する金融サービス(2001年会社法の意味内)の提供のための能力に影響を及ぼすことが相当に予測される条件の変更又は撤回の前に、オーストラリア証券投資コミッションに協議すること。
 - (ii) オーストラリア財政健全性管理機構の見解では、変更された条件が上記(i)の効果をもつことが相当に予測されるものとなりそうであるので、その条件の変更の前にオーストラリア証券投資コミッションに協議すること。
 - (iii) (i)又は(ii)に該当しない一切の条件の変更又は撤回について、その条件の変更又は撤回の後1週間内にオーストラリア証券投資コミッションに通知すること。
- (3) 第(2)項第(b)号の遵守の不履行は、条件の変更又は撤回の有効性に影響を及ぼさない。

第105条 この部に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の決定の通知

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第103条又は第104条に基づき、FHSA提供者としての認可にあたっての条件を変更又は撤回する場合、そのFHSA提供者に通知書を交付しなければならない。
- (2) その通知書は、次のいずれにも該当するものでなければならない。
 - (a) 変更又は撤回される認可の条件を特定していること。
 - (b) 変更又は撤回が効力を発した後、認可の

前提となる、第98条に基づき課される一切の条件も詳細に記してあること。

- (c) 変更又は撤回の理由が記してあること
- (d) オーストラリア財政健全性管理機構が通知書を交付する日より早くなく、変更又は撤回が効力を発する日を指定していること。
- (3) オーストラリア財政健全性管理機構は、第103条に基づく変更又は撤回の申請を拒絶する場合、その申請者に対し次の事項を知らせる通知書が交付されることを保障するために、あらゆる正当な措置を、その申請の拒絶の後実行可能な限り速やかに、取らなければならない。
 - (a) オーストラリア財政健全性管理機構のその申請の拒絶
 - (b) その拒絶の理由

第106条 変更又は撤回が効力を発する時期等

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構が、第103条又は第104条に基づき、FHSA提供者としての認可にあたって課した条件を変更する場合、その変更の効力の始期及び終期は次のとおりである。
 - (a) 変更は、第105条第(2)項第(d)号に基づき通知書に指定する日に効力を発すること。
 - (b) 変更は、次のいずれかのときまで効力を有すること。
 - (i) その条件が、相反する方法に変更されるとき
 - (ii) その条件が、撤回されるとき
 - (iii) 認可が取り消されるとき
- (2) オーストラリア財政健全性管理機構が、第103条又は第104条に基づき、FHSA提供者としての認可にあたって課した条件を撤回する場合、その撤回は、第105条第(2)項第(d)号に基づき通知書に指定する日に効力を発する。

第E節—FHSA提供者としての認可の取消し

第107条 FHSA提供者としての認可の取消し

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第(3)項に従うことを前提として、書面により、FHSA提供者としての認可を取り消すことができる。
- (2) 第(1)項に制約を加えることなく、オーストラリア財政健全性管理機構は、次のいずれかに該当する場合、同項に基づき、FHSA提供者としての認可を取り消すことができる。
 - (a) FHSA提供者が、承認された様式でその認可の取消しを求めたこと。
 - (b) FHSA提供者が、1993年退職年金業(監督)法第15編(この法律の第114条第(2)項に基づき同編が適用される)の目的上不適格な者であること。
 - (c) FHSA提供者が、その認可にあたって課された条件に違反したこと。
 - (d) FHSA提供者が認可にあたって課された条件に違反するとオーストラリア財政健全性管理機構が信じるべき理由があること。
 - (e) FHSA提供者が、第99条に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の指示に応じなかったこと。
 - (f) FHSA提供者が第99条に基づくオーストラリア財政健全性管理機構の指示に応じないとオーストラリア財政健全性管理機構が信じるべき理由があること。
- (3) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供者としての認可を取り消す場合、そのFHSA提供者に対し次の第(a)号及び第(b)号の事項を知らせる通知書が交付されることを保障するために、あらゆる正当な措置を取らなければならない。

- (a) オーストラリア財政健全性管理機構が認可を取り消したこと
- (b) その取消しの理由

第108条 金融サービス免許保有者であるFHSA提供者に対する認可の取消し

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構の見解では、金融サービス免許保有者でもあるFHSA提供者のFHSA提供者としての認可の取消が、そのFHSA提供者が提供する金融サービス(2001年会社法の意味内)の提供のための能力に影響を及ぼすことが相当に予測される場合、オーストラリア財政健全性管理機構は、その取消の前にオーストラリア証券投資コミッションに協議しなければならない。
- (2) オーストラリア財政健全性管理機構は、金融サービス免許保有者でもあるFHSA提供者のFHSA提供者としての認可を取り消す場合、その取消しについて、取消の後1週間内にオーストラリア証券投資コミッションに通知しなければならない。
- (3) この条の遵守の不履行は、FHSA提供者としての認可の取消の有効性に影響を及ぼさない。

第109条 オーストラリア財政健全性管理機構はFHSA提供者としての認可を有効にしておくことができる

オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供者に対し交付し、FHSA提供者としての認可を取り消す通知書で、次のいずれかの目的のためには、指定された事項、指定された期間又はその双方に関し、その取消が生じなかったものとして、その認可を有効にしておくことを規定することができる。

- (a) オーストラリア財政健全性管理機構によって執行される、この法律又は規則の特定の規定

- (b) 財政健全性基準
- (c) オーストラリア財政健全性管理機構によって執行される、その他一切の国の法律の特定の規定

第F節—違反及び自己負罪

第110条 無認可中のFHSA提供等

- (1) ある者が、次の第(a)号から第(d)号のいずれにも該当する場合、その者は、罪を犯すことになる。
 - (a) FHSAを提供すると称すること。
 - (b) FHSA提供業者としての認可を有する登録可能退職年金基金免許保有者ではないこと。
 - (c) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 公認預金取扱機関ではないこと。
 - (ii) 1959年銀行法第9条に基づき授与された許可を持つ公認預金取扱期間であるが、その許可ではFHSAを提供することができないこと。
 - (d) 次のいずれかに該当すること。
 - (i) 生命保険会社ではないこと。
 - (ii) 1995年生命保険法第22条に基づき課される登録条件を持つ生命保険会社であるが、その登録条件ではFHSAを提供することができないこと。

- (2) 第(1)項に違反する者は、罪を犯すことになる。

罰則：2年の自由刑若しくは120罰金単位
又は双方

- (3) この条は、FHSA提供業者がその業者のために、ある者を活動に従事させ、又はある者に活動を委任することを妨げない。

第111条 認可にあたっての条件違反の通知の不履行

- (1) FHSA提供業者は、次のいずれにも該当することを知らずに至った場合、オーストラリア財政健全性管理機構に対し、その違反についての文書による報告書を実行可能な限り速や

かに、かつ、その違反を知るに至った後、いかなる場合であっても、10営業日より遅くなく提出しなければならない。

- (a) そのFHSA提供業者が、FHSA提供業者としての認可にあたって課された条件に違反したか、又は違反する虞があること。

- (b) その違反が、重大であるか、又は重大となる虞があること(第(2)項参照)。

- (2) 以下の第(a)号から第(e)号までのいずれか一つ又はそれ以上の要素に関わって、ある違反が重大であるか、又は重大となる虞がある場合、第(1)項の目的上、その違反は、重大であるか、又は重大となる虞がある。

- (a) 以前の同種の違反の件数又は頻度

- (b) その違反が、FHSA提供業者としての義務の遂行の能力に及ぼす、又は及ぼす虞のある影響

- (c) この法律、規則及び財政健全性基準の遵守を保障するための、FHSA提供業者の手配が不十分であることをその違反が示している程度

- (d) そのFHSA提供業者により提供されるFHSA保有者に対して、その違反から生じる、又は生じる虞のある現実の又は潜在的な財政的損失

- (e) この号の目的のために作られる規則で定めるその他の事項

- (3) ある者が、次のいずれにも該当する場合、その者は、罪を犯すことになる。

- (a) その者がFHSA提供業者であること。

- (b) その者が第(1)項に違反していること。

罰則：50罰金単位

- (4) 第(2)項は、厳格責任の犯罪である。

第112条 条件—認可にあたっての条件遵守の指示に従わないこと

- (1) FHSA提供業者は、第99条に基づきその者に交付される指示書に、それが指定する期間内に従わなければならない。

(2) ある者が、次のいずれにも該当する場合、その者は、犯罪を犯すことになる。

- (a) その者がFHSA提供業者であること。
- (b) その者が第(1)項に違反していること。

罰則：60罰金単位

(3) 第(2)項は、厳格責任の犯罪である。

第113条 違反はFHSAの開設の効力等に影響を及ぼさない

第110条、第111条又は第112条の違反は、取引行為の効力に影響を及ぼさない。

第2部—1993年退職年金業（監督）法の適用

第114条 1993年退職年金業（監督）法の修正適用

(1) この条の目的は、1993年退職年金業（監督）法の特定の財政健全性規定をFHSA提供業者としての認可を有する登録可能退職年金基金免許保有者に適用することである。

(2) この法律の目的上、1993年退職年金業（監督）法のその規定は、以下に掲げる者に適用する。

- (a) 公募型退職年金基金の受託者である登録可能退職年金基金免許保有者にその規定が適用される方式と同じ方式で、FHSA提供業者としての認可を有するFHSA提供業者に
- (b) 公募型退職年金基金にその規定が適用される方式と同じ方式で、FHSA信託に
- (c) 公募型退職年金基金の受給者又は構成員にその規定が適用される方式と同じ方式で、そのようなFHSA提供業者により提供されるFHSA保有者に
- (d) 退職年金利益にその規定が適用される方式と同じ方式で、そのようなFHSA提供業者により提供されるFHSAに

(3) ただし、

- (a) 第(2)項は、第115条に掲げる1993年退

職年金業（監督）法の諸規定には適用せず、及び

- (b) 同法の残余の規定は、この部により修正される第(2)項に基づき適用する。

第115条 適用しない1993年退職年金業（監督）法の規定

第114条第(3)項第(a)号の目的上、適用しない1993年退職年金業（監督）法の規定は、以下のとおりである。

- (a) 第1条から第4条まで及び第10A条
- (b) 第2A編、第2B編及び第3編
- (c) 第5編
- (d) 第54条及び第55A条並びに第59条第(1A)項
- (e) 次の(i)から(iii)までを除く第7編
 - (i) 第65条及び第66条
 - (ii) 第67条第(1)項、第(2)項、第(3)項及び第(7)項
 - (iii) 第68条
- (f) 次の(i)及び(ii)を除く第8編
 - (i) 第69条、第70B条、第70C条、第70D条、第70E条、第71D条、第71E条、第73条、第75条、第83条、第84条及び第85条
 - (ii) 第71条(第71条第(1)項第(c)号を除く)
- (g) 第9編から第11編
- (h) 第104条、第107条、第108条、第117条及び第118条
- (i) 第24編、第24A編、第24B編及び第25A編
- (j) 第337A条、第342条、第349条、第349A条及び第353条
- (k) 第32編

第116条 1993年退職年金業（監督）法の適用可能な規定の一般的修正

この法律のために、第114条第(2)項に基づき適用する1993年退職年金業（監督）法の規定は、以下の修正を加えて適用する。

- (a) “この法律”とあるのは、この法律(この

法律の目的のために適用される1993年退職年金業(監督)法の規定を含む)とみなす。

(b) “規則”とあるのは、この法律に基づく規則とみなす。

(c) 収入年度とあるのは、会計年度とみなす。

(d) 財政健全性基準と一致しない行為(不作為を含む)等とあるのは、1993年退職年金業(監督)法と一致しない行為(不作為を含む)とみなす。

(e) 財政健全性基準により要求若しくは承認され、又は財政健全性基準に関連してその他遂行される行為(不作為を含む)等とあるのは、1993年退職年金業(監督)法により要求若しくは承認され、又は1993年退職年金業(監督)法に関連してその他遂行される行為(不作為を含む)とみなす。

第117条 財政健全性基準への言及

(1) 1993年退職年金業(監督)法は、第114条第(2)項に従って、この条で述べる修正を加えて適用される。

(2) 1993年退職年金業(監督)法第130A条で“この法律”とあるのは、財政健全性基準を含めてとみなす。

(3) 1993年退職年金業(監督)法第133条第(1)項第(c)号の後に次の号を加える。

(d) そのFHSA提供者が、以下に掲げるものに違反する。

(i) 財政健全性基準又は

(ii) FHSA提供者としてのその認可又は

(4) 1993年退職年金業(監督)法第135条第(1)項第(c)号の後に次の号を加える。

(ca) 財政健全性基準及び

(5) 1993年退職年金業(監督)法第139条第(b)号で“この法律”とあるのは、財政健全性基準を含めてとみなす。

(6) 1993年退職年金業(監督)法第320条第(1)項で“この法律”とあるのは、財政健全性基準を含めてとみなす。

(7) 1993年退職年金業(監督)法第139条第(b)号で“この法律”とあるのは、財政健全性基準を含めてとみなす。

第118条 FHSA信託の管理者に任命しうる者—公認保証

次のいずれにも該当する場合、FHSA信託の管理者である者に関し、1993年退職年金業(監督)法第123条第(1)項第(b)号に定める要件は、充足される。

(a) 公認保証の理由で、その者が、退職年金基金の管理者としてのその者の職務に関し、同号の要件を満たすこと。

(b) FHSA信託の管理者としてのその者の職務の正当な遂行に関し、FHSA信託の受託者が、公認保証の資格も有すること。

第119条 FHSA信託の移転

(1) 1993年退職年金業(監督)法は、第114条第(2)項に従って、この条で述べる修正を加えて適用される。

(2) 1993年退職年金業(監督)法第18編での公認預託基金を削る。

(3) 1993年退職年金業(監督)法第146条第(1)項第(d)号を以下の号と置き換える。

(d) 移転先の基金が、FHSA提供者としての認可を有する登録可能退職年金基金免許をもっていること。

第120条 管理規定に含まれるべき契約条項—投資の取扱い

(1) 1993年退職年金業(監督)法は、第114条第(2)項に従って、この条で述べる修正を加えて適用される。

(2) 1993年退職年金業(監督)法第52条第(2)項第(f)号の冒頭に“第(fa)号が適用されない場合にあっては—”を加える。

(3) 1993年退職年金業(監督)法第52条第(2)項第(f)号の最後に次の(v)を加える。

(v) 2008年初めての住宅購入のための貯蓄者口座法の第32条第(1)項第(c)号(i)又は(ii)

に関連するFHSAの目的及びFHSAの最小期間に照らして、資産損失のリスク

- (4) 1993年退職年金業(監督)法第52条第(2)項第(f)号の後に以下の第(fa)項を加える。
- (fa) FHSA提供業者が、個々のFHSA保有者に対し、FHSA提供業者により指定される投資選択から選ぶことを許している場合にあっては一第52条第(2)項第(f)号(i)、(ii)、(iii)、(iv)及び(v)にいう事項に関連する投資選択ごとに、投資計画を、明確に表し、かつ、実行すること
- (5) 1993年退職年金業(監督)法第55条第(4)項を削る。
- (6) 1993年退職年金業(監督)法第52条第(5)項での“第52条第(2)項第(f)号にいう契約条項に基づき明確に表される投資計画”への言及を、同法第52条第(2)項第(fa)号にいう契約条項に基づき明確に表される投資選択への言及を含むものとみなす。
- (7) 1993年退職年金業(監督)法第58条第(2)項第(d)号を以下の号と置き換える。
- (d) 第52条第(2)項第(fa)号にいう選択として、FHSA保有者により発せられる指示又は

第3部—財政健全性基準

第121条 財政健全性基準

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、FHSA提供業者により提供されるFHSA保有者の利益を保護するために、書面で、次のいずれかに該当する者が遵守すべき財政健全性の事項に関して、基準(財政健全性基準として知られている)を決定することができる。
- (a) FHSA提供業者であるすべての登録可能退職年金基金免許保有者
- (b) FHSA提供業者である指定された種別の登録可能退職年金基金免許保有者
- (c) FHSA提供業者であるひとつ又はそれ以

上の指定された登録可能退職年金基金免許保有者

- (2) 財政健全性基準は、様々な状況で、又は様々な活動に関して、遵守すべき異なる要件を課すことができる。
- (3) 財政健全性基準は、この法律、規則又は2001年金融業界(データ収集)法に抵触する限りにおいて、無効である。
- (4) 財政健全性基準は、オーストラリア財政健全性管理機構が、財政健全性基準に基づき権限及び裁量権を行使することを定めることができる。これには、FHSA提供業者であるひとつ又はそれ以上の登録可能退職年金基金免許保有者に関し、特定の財政健全性の要件を承認し、課し、調整し又は除く裁量権も含まれる(ただし、これに制約を加えるものではない)。
- (5) オーストラリア財政健全性管理機構は、書面で、財政健全性基準を変更、又は撤回することができる。
- (6) 第(1)項第(c)号にいう財政健全性基準又はそのような財政健全性基準を変更若しくは撤回する文書は、次の第(a)号又は第(b)号に掲げる日から効力を発する。
- (a) その財政健全性基準、変更又は撤回が作成された日から
- (b) その財政健全性基準、変更又は撤回がより遅い日を指定している場合にあっては、そのより遅い日から
- (7) この条に基づき作成された以下に掲げる文書は、委任法規ではない。
- (a) 第(1)項第(c)号にいう財政健全性基準
- (b) 第(1)項第(c)号にいう財政健全性基準を変更又は撤回する文書
- (8) その他の箇所については、この条に基づき作成される文書は、委任法規である。

第122条 特定の財政健全性基準の決定、変更又は撤回の通知

- (1) オーストラリア財政健全性管理機構は、第121条第(1)第(c)号で言及される財政健全性基準を決定又は変更する場合、その基準又はその変更の写しを、その基準が適用される、そのFHSA提供者又は各FHSA提供者に対し、実行可能な限り速やかに交付しなければならない。
- (2) オーストラリア財政健全性管理機構は、第121条第(1)第(c)号で言及される財政健全性基準を撤回する場合、その撤回の写しを、その基準が適用されていた、そのFHSA提供者又は各FHSA提供者に対し、実行可能な限り速やかに交付しなければならない。
- (3) 第(1)項又は第(2)項の遵守の不履行は、当該行為の効力に影響を与えない。

第4部—その他の財政健全性の規定

第123条 公認預金取扱機関及び生命保険会社はオーストラリア財政健全性管理機構にFHSA提供の意思を通知する必要がある

- (1) 生命保険会社又は公認預金取扱機関は、次のいずれにも該当する場合、罪を犯すことになる。
 - (a) その生命保険会社又は公認預金取扱機関が、FHSAを提供し、又は提供しようとしていること。
 - (b) その生命保険会社又は公認預金取扱機関が、オーストラリア財政健全性管理機構に対し書面でFHSA提供の意思を予め通知していなかったこと。

罰則：120罰金単位

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (2) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第124条 特定の生命保険に関するFHSA提供者の義務

- (1) 生命保険会社であるFHSA提供者が、投

資にリンクした契約である生命保険証券としてFHSAを提供する場合、この条が適用される。

- (2) その生命保険の下に含まれる資産(1995年生命保険法第14条第(4)項第(a)号にいうもの)の種別又は集合を検討するに際しては、提供者は、次に掲げる事項を顧慮しなければならない。
 - (a) 種別又は集合の構成が、不適切な投資の分散からFHSA保有者をリスクにさらす程度
 - (b) 第32条第(1)項第(c)号(i)又は(ii)の要件が満たされている場合、FHSAの目的及び最低期間に照らして、次の(i)及び(ii)に掲げる事項
 - (i) その種別又は集合がかかわる構成単位の価値の減少のリスク
 - (ii) その種別及び集合の市場流動性
 - (c) その他の関係する事項
- (3) 疑義を避けるために、その生命保険証券が、FHSA保有者にFHSA提供者の挙げる異なる投資選択間で選択することを許すものである場合、その提供者は、その選択のそれぞれの下に含まれる資産の種別又は集合を検討するに際しては、第2項第(a)号から第(c)号までも顧慮しなければならない。

第125条 少額残高の保護

- (1) FHSA提供者は、次の(a)から(e)までのいずれにも該当する場合、罪を犯すことになる。
 - (a) その提供者が、FHSAから支払うことを許すこと。
 - (b) その支払金額が、FHSA提供の代金としてそのFHSA提供者に借りている手数料の額であること。
 - (c) その手数料の額が、そのFHSAに適用される報告期間の間のものであること。
 - (d) その報告期間のそのFHSAに対し貸方に

記入された収益又は他の利益の合計が、その手数料の額に達していないこと。

- (e) そのFHSAの残高が1,000ドル以下であること。

罰則：100罰金単位

- (2) 第(1)項は、次のいずれかに該当する場合、適用しない。
- (a) そのFHSA保有者が、その支払に文書で同意していること。
- (b) そのFHSAがFHSA信託に関するものであり、かつ、そのFHSAに対し貸方に記入された収益又は他の利益が、その信託の構成単位の価格への関係により算定されること。
- (c) そのFHSAが、生命保険会社により提供されること。
- (3) 第(1)項は、次のいずれにも該当する場合も、適用しない。
- (a) その提供業者の提供するすべてのFHSAから、その報告期間に支払われる手数料の総額が、その報告期間にすべてのFHSAに対してその提供業者により貸方に記入された収益又は他の利益の総額よりも大きいこと。
- (b) その期間にFHSAから支払われる手数料の額の第(a)号にいう手数料の総額に対する比率が、次の(i)又は(ii)の比率のいずれかと同じなること。
- (i) その期間にそのFHSAに貸方に記入された収益又は他の利益の第(a)号にいう収益又は他の利益の総額に対する比率
- (ii) その期間末でのそのFHSAの残高のその期間末でその提供業者により提供されるすべてのFHSAの残高の総額に対する比率

取引の効力は違反行為によって影響されない

- (4) 第(1)項の違反行為は、取引の効力に影響を与えない。

第8編—雑則

第126条 年次報告書

- (1) コミッショナーは、会計年度ごとに、6月30日の後実行可能な限り速やかに、所管大臣に対し、その年度でのこの法律の運営に関する報告書を調製し、かつ、提出しなければならない。なお、その報告書は、コミッショナーがこの法律の一般的執行権を有する範囲に応じたものとする。
- (2) 所管大臣は、その報告書の受領後、それぞれの院の15開会日以内に、国会の各院にその報告書の写しを提出させなければならない。
- (3) 1901年法解釈法第34C条の目的上、第(1)項によりある年度の6月30日の後実行可能な限り速やかに、提供しなければならない報告書は、6月30日に終わるその年度のこの法律の運営に関する定期的な報告書であるとみなされる。

第127条 被告がこの法律を遵守していた場合の民事免責

FHSA提供業者は、民事訴訟又は民事訴訟手続において、この法律又は規則により課される義務を遂行中になされた行為に関して、責任を負わない。

第128条 1966年破産法に合致するファンドからの支払い

FHSA保有者が、1966年破産法第5条第(1)項の意味内で破産する場合、この法律又は規則には、そのFHSA提供業者が、破産管財人に対し、1966年破産法第116条の意味内で、そのFHSA保有者の債権者間で分割しうる財産であるそのFHSAから支払いをなすことを妨げるものはない。

第129条 財産の取得に対する補償

- (1) この法律の実施に伴い、正当な条件とは異なっている者から財産を取得することになった場合は、国は相当な額の補償をその者に支

払う責任を負う。

(2) 国及びその者が補償の額について一致をみない場合は、その者は、裁判所が決定する正当な補償額の国からの回復を求めて、オーストラリア連邦裁判所に訴えを起こすことができる。

(3) この条では、

「財産の取得」とは、憲法第51条第(xxxi)号の規定における意味と同一の意味を有する。

「正当な条件」とは、憲法第51条第(xxxi)号の規定における意味と同一の意味を有する。

第130条 州営保険

この法律は、当該州の区域を越えて広がることのない州営保険については、適用しない。

第131条 規則

(1) 総督は、次の事項を定める規則を制定することができる。

(a) この法律により、定めることを求められる、又は許される事項

(b) この法律を実施し、又は実効あらしめるために、定めることが必要な、又は都合が良い事項

(2) 第(1)項に制約を加えることなく、その規則は次の事項を定めることができる。

(a) この法律に基づく一切の事項に関して、手数料

(b) その規則に対する犯罪に関して、10罰金単位を超えない罰則

注

(1) テキストは、ComLawのサイトに所載。

<[http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/Act1.nsf/0/BAFE497EE72E81C2CA257479007E7954/\\$file/0442008.pdf](http://www.comlaw.gov.au/ComLaw/Legislation/Act1.nsf/0/BAFE497EE72E81C2CA257479007E7954/$file/0442008.pdf)> (last accessed:2008.12.25)

(2) 国税庁コミッショナー (the Commissioner of Taxation)

(3) the Australian Prudential Regulation Authority:APRA (オーストラリア財政健全性管理機構)

(4) the Australian Securities and Investments Commission:ASIC (オーストラリア証券投資コミッション)

(5) the Superannuation Industry (Supervision) Act 1993

(6) ここで国の基本構成要素とは、連邦、各州、首都特別地域、北部準州及びノーフォーク・アイランドのそれぞれをいう。The Office of Parliamentary Counsel, “Drafting Direction No. 3.10” 参照。

<http://www.opc.gov.au/about/drafting_series/DD%203.10.pdf> (last accessed:2008.12.26)

(7) the Corporation Act 2001 (2001年会社法)

(8) 1罰金単位は、現在110オーストラリアドルに相当する額である。The Crimes Act 1914の第4AA条で規定。

(9) the Australian Statistician

(10) the Criminal Codeの第6.1条【Strict liability】で規定。

(11) the Criminal Codeの第137.1条【 False or misleading information 】

(12) the Administrative Appeals Tribunal Act 1975

(13) the Criminal Codeの第6.2条【 Absolute liability 】

(まつお かずなり・海外立法情報調査室)